



# 島根県報

令和元年5月31日（金）  
**第 8 号**  
 （毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	3
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則	（ ” ）	4
島根県行政組織規則の一部を改正する規則	（ ” ）	5
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	6
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	7
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	8

### 【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し	（税 務 課）	12
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	12
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ）	12
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	13
土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂 防 課）	14
土砂災害警戒区域の指定	（ ” ）	20
土砂災害特別警戒区域の指定	（ ” ）	25

### 【公 告】

令和元年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	（高 齢 者 福 祉 課）	29
----------------------------	---------------	----

### 【教委公告】

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る提案競技の実施	（文 化 財 課）	30
島根県立古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る提案競技の実施	（ ” ）	34

### 【選管告示】

出雲選挙区島根県議会議員一般選挙における選挙の効力に関する異議の申出についての決定		38
-------------------------------------------	--	----

### 【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警 察 本 部）	39
-----------------	-----------	----

### 【正 誤】

平成31年4月26日付け島根県報第3, 103号中	（森 林 整 備 課）	43
---------------------------	-------------	----

## 公布された条例等のあらまし

### ◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第 7 号）

#### 1 規則の概要

知事の権限に属する所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

- (1) 使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けること。
- (2) 市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
- (3) 土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。

#### 2 施行期日

令和元年 6 月 1 日から施行することとした。

### ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第 8 号）

#### 1 規則の概要

(1) 次に掲げる事務は、局長等が専決することができる事項とすることとした。（別表第 1 関係）

ア 特定所有者不明土地について、土地使用権等の取得又は土地等使用権の存続期間の延長に係る裁定を申請すること。

イ 特定所有者不明土地について、収用又は使用に係る裁定を申請すること。

(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する次に掲げる事務は、部長が専決することができる事項とすることとした。（別表第 2 関係）

ア 地域福利増進事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地の土地使用権等（以下イ及びエにおいて単に「土地使用権等」という。）の取得についての裁定の申請を却下すること。

イ 土地使用権等の取得についての裁定をすること。

ウ 地域福利増進事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地の土地等使用権（以下エにおいて単に「土地等使用権」という。）の存続期間の延長についての裁定をすること。

エ 土地使用権等の取得についての裁定及び土地等使用権の存続期間の延長についての裁定（土地使用権等の全部又は一部の譲渡に係る承認を含む。）を取り消すこと。

オ 地域福利増進事業を実施する区域内にある特定所有者不明土地の使用権設定土地（以下カにおいて単に「使用権設定土地」という。）を原状に回復することを命ずること。

カ 使用権設定土地の原状回復を自ら行い、又は原状回復を命じた者若しくは委任した者に行わせること。

キ 土地収用法の認定を受けた収用適格事業の起業地内又は都市計画法の認可若しくは承認を受けた都市計画事業の事業地内にある特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請を却下すること。

ク 土地収用法の認定を受けた収用適格事業の起業地内又は都市計画法の認可若しくは承認を受けた都市計画事業の事業地内にある特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。

#### 2 施行期日

令和元年 6 月 1 日から施行することとした。

### ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 9 号）

#### 1 規則の概要

(1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う規定の整備

(2) その他所要の改正

#### 2 施行期日

令和元年 6 月 1 日から施行することとした。

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第 5 号・様式第 7 号関係）

2 施行期日

令和元年 7 月 1 日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第11号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第 4 号—様式第 6 号関係）

2 施行期日

令和元年 7 月 1 日から施行することとした。

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（規則第12号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第 2 号・様式第 4 号・様式第 9 号・様式第 11 号関係）

2 施行期日

令和元年 7 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第 7 号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和 31 年島根県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部中 58 の項を 59 の項とし、57 の項の次に次の 1 項を加える。

58 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）	(1) 第 20 条第 1 項の規定により、使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けること。 (2) 第 39 条第 2 項の規定により、市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。 (3) 第 39 条第 5 項の規定により、土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表県土整備事務所の部中 53 の項を 54 の項とし、52 の項の次に次の 1 項を加える。

53 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	(1) 第 20 条第 1 項の規定により、使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けること。 (2) 第 39 条第 2 項の規定により、市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。 (3) 第 39 条第 5 項の規定により、土地に工作物を設置している者その他の者に
-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
--	-------------------------

別表浜田河川総合開発事務所の部中 5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次の 1 項を加える。

5 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	(1) 第20条第1項の規定により、使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けること。 (2) 第39条第2項の規定により、市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。 (3) 第39条第5項の規定により、土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表出雲空港管理事務所の部中 3 の項を 4 の項とし、2 の項の次に次の 1 項を加える。

3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	(1) 第20条第1項の規定により、使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けること。 (2) 第39条第2項の規定により、市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。 (3) 第39条第5項の規定により、土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表浜田港湾振興センターの部中19の項を20の項とし、18の項の次に次の1項を加える。

19 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	(1) 第20条第1項の規定により、使用権設定土地が地域福利増進事業の用に供されている旨を表示した標識を設けること。 (2) 第39条第2項の規定により、市町村長に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。 (3) 第39条第5項の規定により、土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めること。
-----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第8号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第28号を第29号とし、第21号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

21 所有者不明土地に関する事務	(1) 特定所有者不明土地について、土地使用権等の取得又は土地等使用権の存続期間の延長に係る裁定を申請すること。 (2) 特定所有者不明土地について、収用又は使用に係る裁定を申請すること。
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2土木部の表用地対策課の項に次の1号を加える。

6 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第	(1) 法第12条第1項又は第2項の規定により、土地使用権等の取得についての裁定の申請を却下すること。
-------------------------------------	-----------------------------------------------------

49号) の施行に関する事務		<p>(2) 法第13条第1項の規定により、土地使用権等の取得についての裁定をすること。</p> <p>(3) 法第19条第3項の規定により、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をすること。</p> <p>(4) 法第23条第1項の規定により、法第21条に規定する裁定（法第22条第1項の承認を含む。）を取り消すこと。</p> <p>(5) 法第25条第1項の規定により、使用権設定土地を原状に回復することを命ずること。</p> <p>(6) 法第25条第2項の規定により、使用権設定土地の原状回復を自ら行い、又は原状回復を命じた者若しくは委任した者に行わせること。</p> <p>(7) 法第29条第1項（法第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請を却下すること。</p> <p>(8) 法第32条第1項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。</p> <p>(9) 第37条第3項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。</p>
----------------	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第9号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表土木部の部用地対策課の項に次の1号を加える。

(14) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関すること。

第21条第2項の表県土整備局の部建築部の項を次のように改める。

建築部	建築課
-----	-----

第64条第2項の表松江県土整備事務所の部維持管理部の項中「、維持課」を「、維持第一課、維持第二課」に改め、同表雲南県土整備事務所の部建築部の項を次のように改める。

建築部	建築課
-----	-----

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部土木工務部の項中「、土木工務第四課」を削り、同表県央県土整備事務所の部建築部の項を次のように改める。

建築部	建築課
-----	-----

第64条第2項の表益田県土整備事務所の部業務部の項中「、高速道路用地スタッフ」を削る。

第65条第3項の表工務部の項中「、第二浜田ダム道路課、施設課」を削り、「矢原川ダム建設課」の次に「、ダム施設課、ダム道路課」を加える。

**附 則**

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第10号**

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

「

手 帳 番 号	交 付 年 月 日	障 害 名	等 級	児 童 と の 続 柄	備 考
第 号	年 月 日		級 種		

を

」

「

手 帳 番 号	交 付 年 月 日	障 害 名	等 級	児 童 と の 続 柄	備 考
第 号	年 月 日		級 種		

に

」

個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。 ※記入いただいた情報は、個人番号制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。	<input type="checkbox"/>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

改める。

様式第7号中

「

個人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

」

「

個人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。	<input type="checkbox"/>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------

※記入いただいた情報は、個人番号制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第11号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

個人番号													
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

個人番号													
個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。 ※記入いただいた情報は、個人番号制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。												<input type="checkbox"/>	

に改める。

様式第5号中「昭和・平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「 訪問看護・指導」を「 訪問看護・指導（ 自医療機関  他医療機関）」に改める。

様式第6号中

	個人番号
--	------

を

	個人番号
--	------

個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。 ※記入いただいた情報は、個人番号制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。												<input type="checkbox"/>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------------

に改める。



受診を希望する指定 自立支援医療機関 (薬局及び訪問看護 事業者を含む。)	医 療 機 関 名	所在地・電話番号
受給者番号※ 5	(有効期限 年 月 日)	
診断書の添付※ 6	添付 ・ 前回の申請時添付 (前回の申請時からの病状の変化又は治療方針の変更※ 7 有・無)	

を

精神障害者保健福祉 手帳番号	(有効期限 年 月 日まで)	
受診を希望する指定 自立支援医療機関 (薬局及び訪問看護 事業者を含む。) ※ 5	医 療 機 関 名	所在地・電話番号
	病院・診療所	
	薬 局	
	デ イ ケ ア	
	訪 問 看 護	
受給者番号※ 6	(有効期限 年 月 日まで)	
診断書の添付※ 7	添付 ・ 前年度添付 (病状の変化、治療方針の変更の有無 ※ 8 )	

に、「㊦ ※ 8」を「㊦ ※ 9」に、

「※ 5 再認定又は変更の場合のみ記入すること。

※ 6 新規又は再認定の場合のみ該当する区分に○をすること (前回の申請の際に診断書を添付した方が本申請書にも診断書を添付する場合は、両方の区分に○をすること。)

※ 7 前回の申請時添付に○をした方は、該当する区分に○をすること。有に○をした場合は、診断書を添付すること。

※ 8 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

を

「※ 5 病院、診療所以外に、薬局、訪問看護事業者等も利用する場合は必ず記載すること。指定がないと自立支援医療を受けることができません。

※ 6 再認定又は変更の場合のみ記入すること。

※ 7 新規又は再認定の場合のみ申請に係る診断書の添付欄の該当するものに○をすること。前年度診断書を提出した方で、本申請にも診断書を添付する方は診断書の添付欄両方に○をすること。

※ 8 前年度に診断書を提出した方であっても、今回医師が病状の変化、治療方針の変更があった場合には「有」と記載の上、診断書を添付すること。

※ 9 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

に改める。

様式第 4 号中

⑤ 現在の治療内容 (該当する□にレ印を付けること。)
<input type="checkbox"/> 向精神薬等の投与 <input type="checkbox"/> 精神科訪問看護・指導 <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 通院精神療法



保護者（受診者が18歳未満の場合記入すること。）	フリガナ												
	住 所	〒											
	個人番号												
	個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。※記入いただいた情報は、個人番号制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。												<input type="checkbox"/>

に改める。

様式第11号中

個 人 番 号														
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

個 人 番 号														
個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。												<input type="checkbox"/>		
※記入いただいた情報は、個人番号制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。														

に、

保護者個人番号														
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

保護者個人番号														
個人番号制度では、DV・虐待等の被害を受けて避難されている方については、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能ですので、希望される方は右のボックスにチェックを入れてください。												<input type="checkbox"/>		
※記入いただいた情報は、個人番号制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。														

に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**告**

**示**

## 島根県告示第43号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和元年 5 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社ライジング	島根県大田市長久町長久口225番地 2	平成31年 3 月 31 日

## 島根県告示第44号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 5 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町原田下組2079、近石奥2105

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町原田下組2079・近石奥2105（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第45号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年 5 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第46号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸山達也

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江ステーションショッピングプラザ（シャミネ松江東館） 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

J R西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史 島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鷗鶴 忠義	
(株) メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	
(株) アダストリア	東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号	福田 三千男	退店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	寺井 秀蔵	
J R西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	貴谷 健史	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	落合 豊	
(株) シークインターナショナル	大阪府大阪市淀川区西中島三丁目8番21号	高階 稔	退店
(株) 七葉	東京都目黒区自由が丘1-29-18	朽網 一人	非物販
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) アマガサ	東京都台東区浅草6-36-2	天笠 竜蔵	
(株) プレジャージーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	藤井 豊	
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜1-12-48	絹巻 秀展	
(株) BLOOM	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	平野 和良	

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
(株) コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2	湖中 謙介	
(有) 松江観光百貨	島根県松江市末次本町22番地	鷗鶴 忠義	
(株) メルティングポット	兵庫県尼崎市富松町一丁目3番21号-209	田中 哲人	
(有) ストロー・アンド・ウェイ	島根県松江市浜乃木一丁目5番地88号	仙田 道生	平成30年9月21日入店
(株) ボディワーク	東京都港区白金台2-25-6	清水 秀文	平成30年11月22日入店
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島一丁目3番9号	中林 秀雄	
(株) メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富沢 昌宏	
(株) スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1	渡邊 智則	平成29年4月1日名称変更
J R 西日本山陰開発 (株)	島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2	貴谷 健史	
(有) 平田生花店	島根県松江市南田町31番地	平田 明久	
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	石川 康晴	
(株) ブルーメイト	広島県福山市千田町千田1741-1	落合 豊	
(株) バルコス	鳥取県倉吉市河北町1番地	山本 敬	平成31年3月8日入店
(有) カワシマ	島根県出雲市今市町1396番地	川島 徹久	
(株) アマガサ	東京都台東区浅草6-36-2	永井 英樹	平成30年1月31日代表者変更
(株) プレジャージェーン	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番8号	田中 秀男	平成28年12月19日代表者変更
(株) コクミン	大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目12番48号	絹巻 秀展	
エステールホールディングス(株)	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	丸山 雅文	平成30年10月1日名称・代表者変更

## (4) 変更の年月日

上記小売業者一覧表のとおり

## 2 届出年月日

令和元年5月21日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

## 島根県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成17年島根県告示第1,043号、平成17年島根県告示第1,290号、平成18年島根県告示第355号、平成19年島根県告示第77号、平成19年島根県告示第363号、平成25年島根県告示第563号及び平成29年島根県告示第25号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸山達也

## 1 解除に係る市町村の名称

松江市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

## (1) 急傾斜地の崩壊

鎌田C、鎌田B、魚瀬E、魚瀬D、魚瀬C、魚瀬B、魚瀬A、鎌田D、鎌田A、鎌田E、上根尾C、上根尾D、細原C、細原D、上根尾E、細原A、横手A、横手B、細原B、殿山C、上根尾J、上根尾H、上根尾F、上根尾G、上根尾B、上根尾A、殿山A、殿山B、中川C、穴形、新山、鎌田F、鎌田G、鎌田H、西ノ村H、西ノ村G、西ノ村D、西ノ村A、西ノ村B、西ノ村L、西ノ村J、西ノ村I、中川A、西ノ村F、西ノ村K、西ノ村E、西ノ村C、高山A、大日堂南A、土居D、土居C、東村B、東村A、高山B、東村C、中川B、西ノ村N、西ノ村M、西ノ村O、土居B、井廻池南A、東村D、上根尾I、土居A、土居E、大野町山中B、殿山E、殿山D、大野川東B、山中公民館東C、山中公民館東B、山中公民館東A、大日堂南B、杳土池北、杳土池南A、杳土池南B、大野町山中A、奥谷A、井廻池南B、大野川東A、名原、津乃森、上大野町A、芦尾、浦、六坊A、六坊B、六坊C、後谷、秋鹿町大谷、東の谷A、一の倉、余廻D、相谷A、相谷B、相谷C、秋鹿町中組A、岩貝A、岩貝B、秋鹿町山中A、山中C、秋鹿町山中B、余廻A、余廻B、余廻C、鍋倉谷、上岡B、上岡A、東の谷B、東の谷C、大倉、西の谷B、上寄B、カジャ池北、布川E、常藤池東、上寄C、常藤池南A、上寄E、上寄D、上寄F、上寄G、初崎池北、井神B、井神E、井神D、松崎池西、井神P、井神O、秋鹿町中組B、秋鹿町中組C、井神A、本谷D、井神I、井神G、本谷A、三栗屋池南A、西の谷C、中の村C、中の村A、中の村B、下岡C、東林寺東、西の谷A、中の村D、下岡B、下岡A、布川A、森清神社南、布川F、井神F、井神N、井神C、高原池東、布川C、立蔵池北、立蔵池南A、名原D、立蔵池南B、名原E、常藤池南B、法幢寺東A、法幢寺東B、初崎池南、上寄A、上寄H、万才池南B、万才池南A、名原F、大川田池南、名原A、万才池西、井神J、井神K、井神L、秋鹿東、本谷B、本谷C、秋鹿、三栗屋池南B、秋鹿中学校、東林寺南、下岡D、下岡E、陣山池南、下岡F、布川D、布川公民館南、布川H、布川G、円木池西、布川公民館西、布川B、名原B、名原C、井神M、大垣町A、大垣町B、奥組A、畑谷、奥組B、神宮北、国司神社南A、国司神社南B、西長江町上組A、西長江町上組B、扇谷池東、灘組B、宇出池東、坂本、舞木A、舞木B、舞木C、小谷池東A、舞木D、小谷池東B、舞木I、東長江中組E、東長江中組F、東長江中組C、東長江中組D、姥子谷池西A、姥子谷池西B、灘東B、灘東C、灘東D、灘西、東長江町中組B、西長江町中組A、舞木H、舞木G、舞木F、舞木E、丈夫谷池西、灘東E、灘東F、古曾志町下組A、古曾志町下組B、奥組E、上組C、上組D、荘F、塩谷池南、灘東G、大塚A、大塚B、大塚C、大塚D、成相寺東、仁王門南B、禿ノ前橋北、牛切A、成相寺、荘B、荘C、弥多仁神社東、荘D、荘E、鷺目谷A、鷺目谷B、荘A、牛切C、牛切B、上組I、下西D、下西C、下西A、下西B、西谷上A、西谷上G、西谷上F、西谷上E、西谷上D、牛切D、西谷上B、西谷上C、下東、西浜佐陀、寺津A、寺津B、寺津C、寺津D、寺津E、蔵京A、蔵京B、蔵京C、野間B、野間C、峰垣A、峰垣B、峰垣C、小畑A、小畑B、中古志A、中古志B、中古志C、中古志D、中古志E、下古志B、五十田神社、下古志A、野間A、東長江町A、東長江町B、西生馬A、西生馬B、西生馬D、梨廻池北A、梨廻池南、鏡奥池西、鏡池南B、下佐陀、上佐陀B、上佐陀C、遍照寺池南、加茂志神社東、上佐陀D、上佐陀E、上佐陀A、西生馬C、東生馬A、東生馬神社西、東生馬B、東生馬C、東生馬D、池部池北、池部池南A、池部池南B、薬師寺東、西ノ谷A、西生馬F、西ノ谷B、梨廻池東B、西生馬G、西生馬神社南A、西生馬神社南B、西生馬E、梨廻池東A、梨廻池北B、名尾A、名尾B、東生馬E、西ノ谷C、名尾C、白鳥池南、下佐陀上、土井敷A、土井敷B、向峠A、東薦津、向峠B、向峠C、薦津A、井原B、井原C、井原A、薦津B、蛇代、井原D、池谷、浜佐田B、浜佐田C、浜佐田D、椎ノ木B、椎ノ木A、南平台団地、灘、浜佐田町南平台、椎ノ木団地、浜佐田A、納蔵D、納蔵C、小倉B、小倉A、坂本上C、坂本上D、納蔵A、大正橋西、才部田堤西、納蔵I、瀬ノ夫橋東、納蔵L、坂本中C、納蔵K、納蔵J、納蔵H、御岳山東B、納蔵G、納蔵E、納蔵F、納蔵東、坂本上A、坂本上B、御

岳山東A、坂本中B、坂本中A、福原上A、福原上B、川部、坂本中E、小倉C、小倉D、小倉E、日吉A、和田中A、小倉F、北陵E、北陵D、北陵C、北陵B、北陵A、小倉G、石野E、石野D、石野B、太田上A、以後B、和田上A、亀尾A、亀尾B、亀尾C、以後C、後久B、以後A、和田上B、石野F、石野G、石野H、石野C、石野A、太田上B、太田下、和田上C、深町池A、深町池B、和田下A、耳高A、耳高B、和田下B、上七反、旭ノ森、川原A、福原下、川原B、坂本下A、坂本下B、坂本中G、坂本中F、西持田町A、東持田町A、枕木A、枕木B、手角A、手角E、手角D、手角B、手角C、枕木F、枕木H、枕木G、枕木E、枕木D、熊野神社西、別所、川部A、枕木C、川部C、山崎C、山崎B、邑生E、邑生D、本庄A、邑生G、北丁、山崎A、川部B、川部D、川部F、木並、山本、邑生C、邑生F、野原C、邑生B、邑生A、川部E、本庄B、長海F、長海G、長海D、長海C、長海A、長海E、野原B、野原A、上本庄A、小渋、旭森、上本庄B、新庄F、新庄E、新庄B、新庄A、新庄C、新庄D、上宇部尾A、上宇部尾町大谷、北村B、北村A、向井A、向井B、碎石工場北、上宇部尾D、上宇部尾C、上宇部尾B、長海H、野原D、野原E、西忌部町忌部橋北、清水尻、下忌部、割口、千本貯水池西、西忌部、浄水場、千本橋東、大谷A、千本A、千本B、千本C、一崎B、一崎C、石ノ宮神社南、石ノ宮神社西、一崎A、石ノ宮神社北、大谷B、大谷公民館東、大谷貯水池北、平口A、平口B、久多美神社南B、平口C、平口D、久多美神社南A、久多美橋北、堂廻B、堂廻A、客ヶ丘、中戸A、中戸B、宮内B、宮内C、宮内A、柳原B、柳原A、柳原C、堂廻C、柳原D、柳原G、柳原F、柳原E、東忌部、熊山B、熊山C、熊山A、宮内D、宮内E、宮内F、大向A、大向B、大向C、横山B、横山A、大向E、大向D、西忌部町中組C、西忌部町中組B、西忌部町中組A、空山B、空山C、空山D、空山A、大川端D、大川端E、大川端F、大川端C、大川端B、横山E、横山D、横山C、空山E、空山F、空山G、空山H、西忌部B、楡木A、楡木B、楡木C、海鳥A、浜A、小具A、小具B、小具C、垣の内D、島根町別所A、島根町別所B、將軍A、將軍B、旨田、平床B、平床A、垣の内C、垣の内A、北垣A、北垣B、北垣C、浜B、佐波C、北谷、佐波E、佐波F、平野A、要害山、平野B、東牛谷、浜C、滝根、別所F、別所H、別所I、別所E、別所D、薬師堂西、島根町別所C、佐波D、佐波A、加賀、治の山、加賀B、釜屋B、釜屋C、野波A、野波B、野波C、島根町横屋B、島根町横屋A、小波F、小波E、小波D、小波C、小波B、小波A、多古D、多古B、多古C、多古A、沖泊A、沖泊B、堂の上、井手の上、瀬崎、前田A、前田B、野井A、野井B、野井C、釜屋A、野波D、笠浦A、笠浦B、笠浦C、笠浦D、宮ノ上、宮ノ下A、笠浦E、笠浦口、笠浦F、高山A、高山B、蓮花寺、清水谷、北浦A、北浦C、北浦D、稲積A、北浦E、稲積B、稲積C、北浦G、北浦H、北浦I、宮ノ下B、北浦B、稲積D、菅浦東、菅浦A、菅浦B、小谷山A、東風谷B、小谷山B、小谷山C、片江、東風谷A、東風谷C、千坊B、笹子C、笹子A、笹子B、笹子D、菅浦C、福浦港、日向浦A、日向浦C、日向浦D、長島、大江A、大江B、東宇井、宇井上、宇井A、宇井B、宇井C、小中村A、小中村B、川崎A、川崎C、川崎D、川崎E、市場A、市場B、宮山南平A、市場D、市場C、宮山南平B、森山A、森山B、森山D、下宇部尾A、田口、美保関町上谷A、美保関町上谷B、下口A、下口B、万原B、万原C、万原F、万原G、川崎B、森山C、森山E、森山F、下宇部尾C、万原D、万原E、宇井D、小中村C、惣津A、惣津C、惣津B、惣津E、花崎D、花崎E、花崎F、宇井地A、こもぎ、七類、向浜C、花崎A、花崎B、花崎C、向浜A、向浜B、向浜D、向浜E、宇井地B、惣津D、法田A、法田B、法田C、法田D、法田E、諸喰A、諸喰B、西長浜、男鹿、福浦A、福浦B、宮の谷B、宮の谷A、福浦C、福浦D、福浦E、雲津、雲津中央、福浦G、東長浜、雲津東、軽尾B、美保関町才B、美保関A、美保関B、泊小路、西小路、四谷、美保関C、海崎、杵井、軽尾A、美保関町才A、月名小路、劍神社北、日吉A、劍山下、池尻、日吉B、日吉C、日吉E、岩坂ハイツ、川向A、水越池西、東岩坂A、宝満山南A、宝満山南B、川原神社東、川原A、中電松江制御所南、川原B、川向B、川向C、下安田橋東A、下安田橋東B、安田A、安田B、大谷、別中東、別上F、別上A、別上B、藤原B、藤原C、藤原D、藤原E、藤原F、西奥A、西奥B、西奥C、西奥E、西奥F、西奥G、落合、別上C、別上D、別上E、別中西、別下、垣乃内、大明団地、東岩坂B、東岩坂C、市東、市西、大日A、大日B、大日C、大日D、大日E、西岩坂A、桑下A、隅田橋北、志多備神社西、桑中A、桑中B、桑上A、桑上B、桑上C、西岩坂B、桑上D、向原、桑中C、西岩坂D、西岩坂E、西岩坂F、桑下B、隅田橋南、桑下C、桑下D、秋家A、秋家B、家村A、家村B、秋家C、秋奥A、秋奥B、秋奥C、秋奥D、秋

奥E、秋奥F、秋奥G、秋奥H、槇山橋東、槇山橋西、大日F、熊野A、大石A、大石B、大石C、太田A、太田B、太田C、森脇A、熊野B、熊野C、熊野D、森脇B、島村橋東、島村橋南、杉乃段A、矢谷公民館東A、矢谷公民館東B、矢谷A、矢谷B、矢谷公民館南、熊野E、矢谷C、杉乃段B、稲葉A、稲葉B、上宮内A、普濟寺前、上宮内B、上宮内C、上宮内D、上宮内E、上宮内F、上宮内G、配水池南A、市場、配水池南B、上谷、阿弥陀橋東、須谷東A、須谷東B、須谷A、須谷B、須谷上、須谷C、須谷D、須谷E、須谷F、須谷G、須谷H、須谷I、市場橋南、北台橋北、岩室A、岩室公民館南、岩室B、岩室C、岩室D、岩室E、岩室F、岩室G、屋敷、下宮内A、下宮内B、萱野A、萱野B、下宮内C、熊野大社西A、熊野大社西B、下宮内D、稲葉C、稲葉D、稲葉E、森脇C、森脇D、森脇E、熊野F、島村橋西、井堀谷橋南、太田D、大石D、大石E、大石F、熊野G、熊野H、中組A、畦石室A、小ゾリ、向側、八雲町畑A、八雲町畑B、奥殿畑A、奥殿畑B、奥殿畑C、奥殿畑D、中組B、奥殿畑E、平原A、中組C、中組D、畦石室B、畦石室C、畦石室D、元田A、元田B、青木A、青木B、保久曾A、保久曾B、平原B、草谷B、草谷C、草谷D、草谷E、草谷G、草谷H、岩海A、岩海B、日吉親水公園西、神納峠南A、神納峠南B、つるぎ団地、水越池東、中組E、森脇F、森脇橋西、西岩坂G、西岩坂H、東岩坂D、宮谷グリーントウンA、宮谷グリーントウンB、西奥H、西岩坂I、岩室H、若山A、木ノ崎、布志名A、布志名B、布志名C、布志名D、布志名E、布志名F、布志名G、布志名H、皮後廻堤南、堂ノ原、布志名I、湯町B、南A、南B、宮ノ前、笠無、玉造A、玉造B、玉造C、玉造D、玉造E、玉の宮A、玉造F、玉造G、玉の宮B、玉の宮C、別所谷、湯田A、湯田B、堅田、下大谷A、下大谷B、下大谷C、下大谷D、下大谷E、上清水A、上清水B、中大谷A、大谷C、奥大谷A、奥大谷B、日浦谷、城床A、大谷D、大谷E、城床B、権原A、権原B、奥大谷C、奥大谷D、奥大谷E、奥大谷F、奥大谷G、中大谷B、大谷F、大谷G、大谷H、栗木林A、栗木林B、栗木林C、栗木林D、田根橋南A、田根橋南B、多根坂、了知寺南、一人女神社東A、一人女神社東B、新屋A、新屋B、玉造上A、玉造上B、廻原、天神免、玉造H、別所A、別所B、別所上、別所C、京田A、京田B、辻堂、岩屋、平岩、向市A、向市B、向市C、根尾A、根尾B、根尾C、根尾D、根尾E、室山、根尾F、根尾G、根尾H、小金町、横屋A、横屋B、横屋C、本郷A、本郷B、本郷C、林村、本郷D、本郷E、柳井A、上野山、柳井B、柳井C、柳井D、柳井E、柳井F、柳井G、柳井H、柳井I、柳井J、柳井K、柳井L、鏡A、鏡B、鏡C、鏡D、鏡神社西A、鏡E、鏡F、鏡G、鏡H、鏡I、弘長寺A、弘長寺B、弘長寺C、金箒神社西A、金箒神社西B、弘長寺D、向津神社北A、弘長寺E、弘長寺F、池田A、池田B、池田C、池田D、日吉神社西A、久戸A、久戸B、天狗山A、久戸C、東来待A、山空A、山空B、清水橋北A、農村公園北A、佐倉A、佐倉B、佐倉C、佐倉D、佐倉E、佐倉F、田根A、田根B、田根C、田根D、田根E、田根F、田根G、田根H、田根I、田根J、佐倉G、佐倉H、来待大森A、来待大森B、菅原A、菅原B、石畑A、小林A、小林B、小林C、小林D、小林E、和名佐A、和名佐B、和名佐C、和名佐D、和名佐E、和名佐F、和名佐G、和名佐H、和名佐I、和名佐J、和名佐K、和名佐L、和名佐M、上来待A、小林F、遠所谷A、遠所谷B、遠所谷C、小林G、小林H、菅原C、菅原D、菅原E、菅原F、菅原G、菅原H、菅原I、菅原J、来待大森C、来待大森D、来待大森E、来待大森F、来待大森G、きまち温泉A、内ヶ峠A、御内神社西A、西来待A、内ヶ峠B、中垣A、中垣B、小松A、小松B、小松C、内ヶ峠C、内ヶ峠D、内ヶ峠E、下白石A、下白石B、下白石C、下白石D、下白石E、下白石F、上白石A、上白石B、西城寺A、岩船神社A、内ヶ峠F、岩船神社B、岩船神社C、大野B、大野C、大野D、大野E、大野F、大野G、大野H、大野I、大野J、横見A、下倉A、下倉B、下倉C、下倉D、下倉E、下倉F、下倉G、下倉H、下倉I、下倉J、同道川西A、同道川西B、上白石C、下白石G、下白石H、一区東A、一区東B、一区東C、一区東D、一区西A、一区西B、月貫A、小宮田A、小宮田B、五区A、西代A、才A、才B、才C、六区A、六区B、五区B、西代B、西代C、桜ヶ丘A、坂口A、坂口B、坂口C、坂口D、坂口E、坂口F、坂口G、坂口H、坂口I、坂口J、坂口溜池西A、坂口K、金山下A、金山下B、金山下C、南宍道駅東A、金山上A、金山上B、金山上C、金山上D、金山上E、金山上F、金山上G、金山上H、金山上I、金山下D、金山下E、金山下F、金山下G、金山下H、金山下I、金山下J、金山下K、金山下L、佐々布A、宍道大森A、宍道大森B、宍道大森C、宍道大森D、宍道大森E、宍道大森G、宍道大森H、宍道大森I、宍道大森J、宍道大森K、宍道大森L、大森橋南A、畑A、岡

の目B、岡の目C、岡の目D、岡の目E、竹中A、御崎A、佐々布中A、佐々布中B、竹の崎A、妙岩寺A、佐々布下A、舞屋A、佐々布下B、第二第五配水地A、佐々布下C、佐々布下D、荻田A、緑が丘A、中島製作所北A、中島製作所東A、中島製作所北B、中島製作所北C、丹部神社北A、荻田B、中島製作所西A、小佐々布A、小佐々布B、小佐々布C、小佐々布D、小佐々布E、小佐々布F、荻田団地A、荻田団地B、荻田団地C、荻田C、荻田D、荻田E、荻田F、荻田G、伊志見A、伊志見B、和名佐N、宍道大森M、佐々布下E、弘長寺G、宍道リサイクルセンター北、宍道リサイクルセンター南A、宍道リサイクルセンター南B、下倉K

## (2) 土石流

鎌田川、魚瀬B、綿打東谷、綿打西谷、横手峠谷、大野川C、大野川A、黒石谷B、黒石谷C、黒石谷D、上大野A、大野川D、大野川B、柳堀谷、大垣A、布川東谷、西ノ谷西川、岡本A、東ノ谷川、岡本D、中組谷、秋鹿D、秋鹿C、祝谷、大倉谷、山中川、杣谷川、漆ヶ谷川、大谷 山中A、大谷 山中B、金廻谷、三谷、坂口谷、秋鹿A、鍋倉谷B、女蛇谷、秋鹿B、相谷A、一ノ井出谷、本谷、秋鹿E、井神西谷、井神東谷、カジヤ池谷、鍋倉谷A、相谷B、相谷C、相谷D、相谷E、相谷F、秋鹿G、岡本B、岡本C、秋鹿F、西長江A、畑谷、垂水池谷E、滝尻谷、国司谷、矢奥池谷、丈夫谷、朝日ノ下谷B、朝日ノ下谷A、東長江A、東長江H、荘成E、荘成D、矢ノ奥川、牛切谷、荘谷、荘成J、西谷B、西谷A、西長江D、西長江C、東長江G、古曾志B、荘成B、古志A、古志B、上組西谷、成相寺谷、上佐陀上谷A、上佐陀上谷B、山路北谷A、山路南谷、梨廻谷、池部池谷A、東生馬F、東生馬H、東生馬I、上佐陀A、上佐陀B、山路北谷B、西ノ谷東川B、小倉川A、小倉川B、小倉川C、大林池谷、以後池谷A、以後池谷B、納蔵谷、宮下西谷、東持田A、東持田C、宮下東谷A、宮下東谷B、東持田E、東持田D、金井西谷、寺床坂谷、金井谷川、才部田谷、東持田I、坂本C、坂本川、オウシキ谷、下別所谷A、坂本上谷、坂本E、朝酌川A、朝酌川B、朝酌川C、川原西川A、西持田B、東持田B、川原西川B、東持田H、下別所谷B、川原西川C、東持田町A、向井東谷、向井西谷、上宇部尾B、林谷、上宇部尾C、上宇部尾D、上宇部尾E、上宇部尾H、新庄E、上本庄C、上本庄D、上本庄E、本庄川A、上本庄A、枕木E、権現谷、枕木D、長谷、枕木C、別所谷、枕木A、長海川C、長海川A、長海E、邑生C、邑生D、野原I、嵩谷、野原町A、東忌部N、東忌部M、東忌部L、普賢寺北谷、普賢寺南谷、東忌部K、大谷川A、大谷川B、東忌部H、榎廻東谷、ショウブ川、宮内谷、天王谷、東忌部D、熊山谷、才ノ峠谷A、才ノ峠谷B、向田川、大向東谷、大向川A、西忌部川、五色堀谷A、中戸西谷D、一崎西谷A、西忌部C、西忌部D、奥明谷、西忌部F、西忌部G、東忌部A、五色堀谷B、スガノ平上谷、大芦A、大芦B、大芦C、平床谷、西ノ谷川、將軍川、大碕川A、大碕川B、海鳥川、大芦E、大芦D、鬼山谷、楡木谷、坂部屋谷、堂ノ奥川、北谷川、キイチ谷川、小宮山谷、たきね川、加賀C、加賀D、タカシビ山1号川、タカシビ山2号川、大峰山谷A、大峰山谷B、御崎谷川、潮音寺川A、潮音寺川B、加賀A、加賀B、澄水川、御手洗川、大峰山谷C、山田谷、向山谷、佐波谷、加賀E、野波M、野井A、馬瀬谷、野井川A、野井川B、野井B、雨谷B、瀬崎川、多古A、多古B、野波C、柿谷A、柿谷B、柿谷C、柿谷D、野波D、小屋谷川A、野波E、野波F、野波G、野波H、野波I、野波J、野波L、持ノ奥川、小屋谷川B、雨谷A、野波K、伯父ヶ谷川、野波大谷川、柿谷E、北浦奥谷A、北浦谷、千酌A、寺垣谷、千酌馬見谷川、千酌北川、笠浦東谷、稲積A、稲積B、稲積C、北浦A、稲積D、北浦馬見谷川、北浦B、漁師谷川、北浦奥谷B、清水谷、笠浦、田前川、田前西川A、笹子東谷、笹子南谷A、片江大谷川A、片江大谷川B、東風谷川、片江、孫目谷、神戸川A、神戸川B、上谷、菅浦大谷川A、湯舟谷、菅浦大谷川B、田前西川B、笹子南谷B、笹子北谷、下宇部尾I、万原川A、万原川C、万原金山谷、下宇部尾H、下宇部尾D、下宇部尾F、下口谷、下宇部尾C、川上谷川、田口川、関谷川C、伊宗ヶ谷、森山J、横田川B、森山I、美保平谷A、美保平谷D、美保平谷B、森山H、森山F、小中村谷川A、小中村谷川B、小中村谷川C、森山E、上尾屋谷、土地谷川A、土地谷川C、森山大谷川、森山C、森山D、大江川、森山B、長島川、福浦西川、土地谷川B、美保平谷C、横田川A、関谷川B、関谷川A、森山K、下宇部尾B、下宇部尾A、下宇部尾G、下宇部尾E、万原川B、大川B、横田川C、横田川D、万原川、下宇部尾J、七類峠東川、七類川、小谷、七類B、七類C、七類A、七類峠川A、宇井地谷、宮ノ浦、七類D、福浦F、諸喰西谷、諸喰A、諸喰B、法田川A、法田川B、福浦川A、小福浦西谷、宮ノ谷、福浦D、福浦E、諸喰川、福浦B、福浦C、玉井西谷、玉井東谷、男鹿川、福

浦A、福浦川B、宮ノ谷東谷、諸喰谷、浜北谷、浜谷、雲津川、美保関A、風ヶ浦谷、小坂川、軽尾川、杵井西谷、杵井東谷C、美保関B、西小路、泊川、泊小路谷、中浦川、獅子ヶ谷、杵井東谷B、才川B、軽尾東川、中馬川、日吉A、日吉B、宝満山川、川原後谷、東岩坂A、東岩坂B、安田谷、東岩坂C、東岩坂D、香谷川、東岩坂E、藤原川A、藤原川B、藤原川C、深原川A、深原川B、東岩坂F、大平谷南川、大平谷川、清蔵谷、奥ノ谷、家ノ奥谷、畑中谷A、畑中谷B、別下谷、東岩坂G、東岩坂H、東岩坂I、東岩坂J、東岩坂K、東岩坂M、東岩坂N、東岩坂O、東岩坂P、東岩坂Q、善定寺谷、桑下北谷、桑下東谷、西岩坂A、向ノ谷川、西岩坂B、家の奥川、髭谷川A、髭谷川B、下村東谷、桃板川、秋家谷、西岩坂C、西岩坂D、西岩坂E、西岩坂F、西岩坂G、西岩坂H、西岩坂I、西岩坂J、西岩坂K、西岩坂L、川平川、宮の谷川、下村西谷、西岩坂M、桑上谷、桑中南谷、向原谷、桑中北谷、西岩坂N、桑下南谷、西岩坂O、西岩坂P、西岩坂Q、西岩坂R、西岩坂S、西岩坂T、西岩坂U、西岩坂X、西岩坂Y、西岩坂Z、西岩坂AA、西岩坂AB、西岩坂AC、大石谷、塩見谷、松廻北川、小屋谷川松廻、森脇西谷、森脇東谷、田中谷川、伊儀谷川、熊野A、熊野B、矢谷北谷、矢谷谷、ワラビ谷川、矢谷西谷A、矢谷西谷B、水神谷、放ヶ谷、藤田谷、宮内北谷、宮内西谷、八雲町宮内谷、宮内東谷、若松川A、若松川B、若松川C、若松川支流A、若松川支流B、宮内南谷、上谷川、熊野C、熊野D、熊野E、熊野F、鴨居谷、須谷南谷、深山谷川、熊野G、飯田山川、熊野H、熊野I、須谷西谷、熊野J、須谷北谷、若須南谷、若須南谷支溪、若須西谷支溪、若須西谷、若須北谷、若須谷A、若須谷B、若須谷C、若須東谷、熊野K、熊野L、岩室南谷A、岩室南谷B、岩室谷A、岩室谷B、下宮内南谷A、下宮内南谷B、下宮内西谷、下宮内谷、下宮内東谷、前田谷、田寄谷、横手谷、熊野M、横手東谷、島村川A、島村川B、島村川C、島村川D、島村川E、島村川支溪、堤谷川、熊野P、熊野Q、大石西谷、山ノ廻谷、畦石室谷、八雲町中組谷、平原川、長尾谷、滑谷川、滑谷東川、西岩坂AD、西岩坂AE、青木川、貝曲谷、椎ノ木谷川、西岩坂AF、勝負谷、日吉C、神納後谷、神納谷、神納北谷、熊野S、熊野T、熊野U、熊野V、熊野W、熊野Y、熊野Z、熊野AA、熊野AB、熊野AC、熊野AD、熊野AE、熊野AF、熊野AG、熊野AH、熊野AI、熊野AJ、熊野AK、熊野AM、熊野AN、熊野AO、熊野AP、熊野AQ、熊野AR、熊野AS、平原A、平原B、平原C、平原F、平原G、西岩坂AG、西岩坂AH、熊野AT、東岩坂R、判官山東谷、布志名A、井尻川、布志名東谷、布志名C、布志名D、布志名西谷、湯町南A、湯町南B、玉造A、青木原川、湯面川、田中川A、田中川B、田中川C、古屋敷谷A、古屋敷谷B、タタラ谷A、タタラ谷B、宮ノ上川、中ノ廻川、中ノ廻南川、高畦北谷、高畦谷、玉の宮川B、別所谷川、平田の奥南谷、宮奥東谷、宮奥谷、大廻川A、大廻川B、下大谷東谷、下大谷谷、下大谷西谷、下大谷南谷、中大谷谷A、中大谷谷B、大谷B、奥大谷谷A、奥大谷谷B、玉湯町金井谷川、イノサコ谷、城床A、城床B、権原、亀割谷A、大谷F、中大谷南谷、オモウ谷A、オモウ谷B、オモウ谷C、オモウ谷D、大谷G、大谷I、大谷K、大谷L、下大谷北谷A、下大谷北谷B、下大谷北谷C、鍛冶屋奥川A、鍛冶屋奥川B、平田の奥A、平田の奥B、平田の奥C、大谷M、大谷N、廻原南川A、廻原南川B、廻原南川C、廻原北川A、廻原北川B、滝岩南谷A、滝岩南谷B、滝岩南谷C、滝岩南谷D、滝岩南谷E、滝岩谷A、滝岩谷B、大槇東谷、別所A、別所B、宮の奥、大槇谷A、室山、別所C、玉造B、玉湯町奥明谷、玉造C、玉造D、柳井川、林A、林B、林村東谷、釜ヶ谷東、林村谷、林村西谷、北廻谷、柳井西谷、間奥谷、東来待E、鏡東谷、鏡南谷、東来待B、東来待D、東来待F、隠居の奥谷、鏡西谷、弘長寺北谷、弘長寺東谷A、弘長寺東谷B、弘長寺谷、東来待G、東来待H、弘長寺西谷B、弘長寺西谷A、東来待J、東来待I、坂ヒロ谷、岩崎谷、東来待M、大畑谷、東来待L、東来待K、上来待AK、来待大森谷、上来待AJ、上来待AI、上来待AH、上来待AG、上来待AF、上来待AE、上来待AC、岩屋谷、上来待X、上来待V、上来待W、青木ヶ谷A、上来待U、上来待S、上来待R、上来待T、田根南谷、田根東谷、上来待Y、田根谷、田根西谷、宇谷川A、宇谷川、上来待Q、上来待P、上来待O、案用寺川A、案用寺川、案用寺西川、上来待L、上来待K、菅原東川、菅原北川、上来待E、小林北谷、上来待D、小林東谷、小坪谷C、小坪谷B、小坪谷A、小坪長谷、小坪谷D、遠所東谷、和名佐北谷、上来待A、和名佐東谷、フタマタ谷、遠所谷D、遠所谷A、遠所谷B、遠所谷E、上来待谷、小林谷A、小林谷B、小林西谷、上来待F、菅原川A、菅原川B、菅原西川、上来待G、上来待M、上来待N、上来待AL、坪ノ内谷、白石H、西来待D、横見谷、西来待C、西来待B、西来待A、白石G、白石E、白石D、白石C、白石B、白石A、上白石谷、白石J、白石K、山

神谷、白石L、夫婦岩谷、乙松谷、白石W、白石V、白石T、団子谷、樋ノ谷西川、樋ノ谷川B、樋ノ谷川A、白石N、祖父堀川、白石M、白石O、白石P、白石Q、白石R、白石S、金山下谷、白石U、佐々布H、間谷川B、佐々布A、屈形川C、屈形川B、屈形川A、宍道大森南谷、宍道大森北谷、佐々布B、佐々布D、佐々布E、佐々布F、佐々布G、岡の目谷、佐々布I、矢谷A、佐々布中谷、佐々布下谷、深廻川、小佐々布川、小佐々布西川、佐々布K、屈形川D

### 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸山達也

### 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

#### (1) 急傾斜地の崩壊

鎌田C、鎌田B、魚瀬E、魚瀬D、魚瀬C、魚瀬B、魚瀬A、鎌田D、鎌田A、鎌田E、上根尾C、上根尾D、細原C、細原D、上根尾E、細原A、横手A、横手B、細原B、殿山C、上根尾J、上根尾H、上根尾F、上根尾G、上根尾B、上根尾A、殿山A、殿山B、中川C、穴形、新山、鎌田F、鎌田G、鎌田H、西ノ村H、西ノ村G、西ノ村D、西ノ村A、西ノ村B、西ノ村L、西ノ村J、西ノ村I、中川A、西ノ村F、西ノ村K、西ノ村E、西ノ村C、高山A、大日堂南A、土居D、土居C、東村B、東村A、高山B、東村C、中川B、西ノ村N、西ノ村M、西ノ村O、土居B、井廻池南A、東村D、上根尾I、土居A、土居E、大野町山中B、殿山E、殿山D、大野川東B、山中公民館東C、山中公民館東B、山中公民館東A、大日堂南B、奎土池北、奎土池南A、奎土池南B、大野町山中A、奥谷A、井廻池南B、大野川東A、名原、津乃森、上大野町A、芦尾、浦、六坊A、六坊B、六坊C、後谷、秋鹿町大谷、東の谷A、一の倉、余廻D、相谷A、相谷B、相谷C、秋鹿町中組A、岩貝A、岩貝B、秋鹿町山中A、山中C、秋鹿町山中B、余廻A、余廻B、余廻C、鍋倉谷、上岡B、上岡A、東の谷B、東の谷C、大倉、西の谷B、上寄B、カジャ池北、布川E、常藤池東、上寄C、常藤池南A、上寄E、上寄D、上寄F、上寄G、初崎池北、井神B、井神E、井神D、松崎池西、井神P、井神O、秋鹿町中組B、秋鹿町中組C、井神A、本谷D、井神I、井神G、本谷A、三栗屋池南A、西の谷C、中の村C、中の村A、中の村B、下岡C、東林寺東、西の谷A、中の村D、下岡B、下岡A、布川A、森清神社南、布川F、井神F、井神N、井神C、高原池東、布川C、立蔵池北、立蔵池南A、名原D、立蔵池南B、名原E、常藤池南B、法幢寺東A、法幢寺東B、初崎池南、上寄A、上寄H、万才池南B、万才池南A、名原F、大川田池南、名原A、万才池西、井神J、井神K、井神L、秋鹿東、本谷B、本谷C、秋鹿、三栗屋池南B、秋鹿中学校、東林寺南、下岡D、下岡E、陣山池南、下岡F、布川D、布川公民館南、布川H、布川G、円木池西、布川公民館西、布川B、名原B、名原C、井神M、大垣町A、大垣町B、奥組A、畑谷、奥組B、神宮北、国司神社南A、国司神社南B、西長江町上組A、西長江町上組B、扇谷池東、灘組B、宇出池東、坂本、舞木A、舞木B、舞木C、小谷池東A、舞木D、小谷池東B、舞木I、東長江中組E、東長江中組F、東長江中組C、東長江中組D、姥子谷池西A、姥子谷池西B、灘東B、灘東C、灘東D、灘西、東長江町中組B、西長江町中組A、舞木H、舞木G、舞木F、舞木E、丈夫谷池西、灘東E、灘東F、古曾志町下組A、古曾志町下組B、奥組E、上組C、上組D、荘F、塩谷池南、灘東G、大塚A、大塚B、大塚C、大塚D、成相寺東、仁王門南B、禿ノ前橋北、牛切A、成相寺、荘B、荘C、弥多仁神社東、荘D、荘E、鷺目谷A、鷺目谷B、荘A、牛切C、牛切B、上

組 I、下西D、下西C、下西A、下西B、西谷上A、西谷上G、西谷上F、西谷上E、西谷上D、牛切D、西谷上B、西谷上C、下東、西浜佐陀、寺津A、寺津B、寺津C、寺津D、寺津E、蔵京A、蔵京B、蔵京C、野間B、野間C、峰垣A、峰垣B、峰垣C、小畑A、小畑B、中古志A、中古志B、中古志C、中古志D、中古志E、下古志B、五十田神社、下古志A、野間A、東長江町A、東長江町B、西生馬A、西生馬B、西生馬D、梨廻池北A、梨廻池南、鏡奥池西、鏡池南B、下佐陀、上佐陀B、上佐陀C、遍照寺池南、加茂志神社東、上佐陀D、上佐陀E、上佐陀A、西生馬C、東生馬A、東生馬神社西、東生馬B、東生馬C、東生馬D、池部池北、池部池南A、池部池南B、薬師寺東、西ノ谷A、西生馬F、西ノ谷B、梨廻池東B、西生馬G、西生馬神社南A、西生馬神社南B、西生馬E、梨廻池東A、梨廻池北B、名尾A、名尾B、東生馬E、西ノ谷C、名尾C、白鳥池南、下佐陀上、土井敷A、土井敷B、向峠A、東薦津、向峠B、向峠C、薦津A、井原B、井原C、井原A、薦津B、蛇代、井原D、池谷、浜佐田B、浜佐田C、浜佐田D、椎ノ木B、椎ノ木A、南平台団地、灘、浜佐田町南平台、椎ノ木団地、浜佐田A、納蔵D、納蔵C、小倉B、小倉A、坂本上C、坂本上D、納蔵A、大正橋西、才部田堤西、納蔵I、瀬ノ夫橋東、納蔵L、坂本中C、納蔵K、納蔵J、納蔵H、御岳山東B、納蔵G、納蔵E、納蔵F、納蔵東、坂本上A、坂本上B、御岳山東A、坂本中B、坂本中A、福原上A、福原上B、川部、坂本中E、小倉C、小倉D、小倉E、日吉A、和田中A、小倉F、北陵E、北陵D、北陵C、北陵B、北陵A、小倉G、石野E、石野D、石野B、太田上A、以後B、和田上A、亀尾A、亀尾B、亀尾C、以後C、後久B、以後A、和田上B、石野F、石野G、石野H、石野C、石野A、太田上B、太田下、和田上C、深町池A、深町池B、和田下A、耳高A、耳高B、和田下B、上七反、旭ノ森、川原A、福原下、川原B、坂本下A、坂本下B、坂本中G、坂本中F、西持田町A、東持田町A、枕木A、枕木B、手角A、手角E、手角D、手角B、手角C、枕木F、枕木H、枕木G、枕木E、枕木D、熊野神社西、別所、川部A、枕木C、川部C、山崎C、山崎B、邑生E、邑生D、本庄A、邑生G、北丁、山崎A、川部B、川部D、川部F、木並、山本、邑生C、邑生F、野原C、邑生B、邑生A、川部E、本庄B、長海F、長海G、長海D、長海C、長海A、長海E、野原B、野原A、上本庄A、小渋、旭森、上本庄B、新庄F、新庄E、新庄B、新庄A、新庄C、新庄D、上宇部尾A、上宇部尾町大谷、北村B、北村A、向井A、向井B、砕石工場北、上宇部尾D、上宇部尾C、上宇部尾B、長海H、野原D、野原E、西忌部町忌部橋北、清水尻、下忌部、割口、千本貯水池西、西忌部、浄水場、千本橋東、大谷A、千本A、千本B、千本C、一崎B、一崎C、石ノ宮神社南、石ノ宮神社西、一崎A、石ノ宮神社北、大谷B、大谷公民館東、大谷貯水池北、平口A、平口B、久多美神社南B、平口C、平口D、久多美神社南A、久多美橋北、堂廻B、堂廻A、客ヶ丘、中戸A、中戸B、宮内B、宮内C、宮内A、柳原B、柳原A、柳原C、堂廻C、柳原D、柳原G、柳原F、柳原E、東忌部、熊山B、熊山C、熊山A、宮内D、宮内E、宮内F、大向A、大向B、大向C、槇山B、槇山A、大向E、大向D、西忌部町中組C、西忌部町中組B、西忌部町中組A、空山B、空山C、空山D、空山A、大川端D、大川端E、大川端F、大川端C、大川端B、槇山E、槇山D、槇山C、空山E、空山F、空山G、空山H、西忌部B、楡木A、楡木B、楡木C、海鳥A、浜A、小具A、小具B、小具C、垣の内D、島根町別所A、島根町別所B、將軍A、將軍B、旨田、平床B、平床A、垣の内C、垣の内A、北垣A、北垣B、北垣C、浜B、佐波C、北谷、佐波E、佐波F、平野A、要害山、平野B、東牛谷、浜C、滝根、別所F、別所H、別所I、別所E、別所D、薬師堂西、島根町別所C、佐波D、佐波A、加賀、治の山、加賀B、釜屋B、釜屋C、野波A、野波B、野波C、島根町横屋B、島根町横屋A、小波F、小波E、小波D、小波C、小波B、小波A、多古D、多古B、多古C、多古A、沖泊A、沖泊B、堂の上、井手の上、瀬崎、前田A、前田B、野井A、野井B、野井C、釜屋A、野波D、笠浦A、笠浦B、笠浦C、笠浦D、宮ノ上、宮ノ下A、笠浦E、笠浦口、笠浦F、高山A、高山B、蓮花寺、清水谷、北浦A、北浦C、北浦D、稲積A、北浦E、稲積B、稲積C、北浦G、北浦H、北浦I、宮ノ下B、北浦B、稲積D、菅浦東、菅浦A、菅浦B、小谷山A、東風谷B、小谷山B、小谷山C、片江、東風谷A、東風谷C、千坊B、笹子C、笹子A、笹子B、笹子D、菅浦C、福浦港、日向浦A、日向浦C、日向浦D、長島、大江A、大江B、東宇井、宇井上、宇井A、宇井B、宇井C、小中村A、小中村B、川崎A、川崎C、川崎D、川崎E、市場A、市場B、宮山南平A、市場D、市場C、宮山南平B、森山A、森山B、森山D、下宇部尾A、田口、美保関町上谷A、美保関町上谷B、下口A、下口B、万原B、万原C、万原F、万原G、川崎B、森山C、森山

E、森山F、下宇部尾C、万原D、万原E、宇井D、小中村C、惣津A、惣津C、惣津B、惣津E、花崎D、花崎E、花崎F、宇井地A、こもぎ、七類、向浜C、花崎A、花崎B、花崎C、向浜A、向浜B、向浜D、向浜E、宇井地B、惣津D、法田A、法田B、法田C、法田D、法田E、諸喰A、諸喰B、西長浜、男鹿、福浦A、福浦B、宮の谷B、宮の谷A、福浦C、福浦D、福浦E、雲津、雲津中央、福浦G、東長浜、雲津東、軽尾B、美保関町才B、美保関A、美保関B、泊小路、西小路、四谷、美保関C、海崎、杵井、軽尾A、美保関町才A、月名小路、剣神社北、日吉A、剣山下、池尻、日吉B、日吉C、日吉E、岩坂ハイツ、川向A、水越池西、東岩坂A、宝満山南A、宝満山南B、川原神社東、川原A、中電松江制御所南、川原B、川向B、川向C、下安田橋東A、下安田橋東B、安田A、安田B、大谷、別中東、別上F、別上A、別上B、藤原B、藤原C、藤原D、藤原E、藤原F、西奥A、西奥B、西奥C、西奥E、西奥F、西奥G、落合、別上C、別上D、別上E、別中西、別下、垣乃内、大明団地、東岩坂B、東岩坂C、市東、市西、大日A、大日B、大日C、大日D、大日E、西岩坂A、桑下A、隅田橋北、志多備神社西、桑中A、桑中B、桑上A、桑上B、桑上C、西岩坂B、桑上D、向原、桑中C、西岩坂D、西岩坂E、西岩坂F、桑下B、隅田橋南、桑下C、桑下D、秋家A、秋家B、家村A、家村B、秋家C、秋奥A、秋奥B、秋奥C、秋奥D、秋奥E、秋奥F、秋奥G、秋奥H、槇山橋東、槇山橋西、大日F、熊野A、大石A、大石B、大石C、太田A、太田B、太田C、森脇A、熊野B、熊野C、熊野D、森脇B、島村橋東、島村橋南、杉乃段A、矢谷公民館東A、矢谷公民館東B、矢谷A、矢谷B、矢谷公民館南、熊野E、矢谷C、杉乃段B、稲葉A、稲葉B、上宮内A、普濟寺前、上宮内B、上宮内C、上宮内D、上宮内E、上宮内F、上宮内G、配水池南A、市場、配水池南B、上谷、阿弥陀橋東、須谷東A、須谷東B、須谷A、須谷B、須谷上、須谷C、須谷D、須谷E、須谷F、須谷G、須谷H、須谷I、市場橋南、北台橋北、岩室A、岩室公民館南、岩室B、岩室C、岩室D、岩室E、岩室F、岩室G、屋敷、下宮内A、下宮内B、萱野A、萱野B、下宮内C、熊野大社西A、熊野大社西B、下宮内D、稲葉C、稲葉D、稲葉E、森脇C、森脇D、森脇E、熊野F、島村橋西、井堀谷橋南、太田D、大石D、大石E、大石F、熊野G、熊野H、中組A、畦石室A、小ゾリ、向側、八雲町畑A、八雲町畑B、奥殿畑A、奥殿畑B、奥殿畑C、奥殿畑D、中組B、奥殿畑E、平原A、中組C、中組D、畦石室B、畦石室C、畦石室D、元田A、元田B、青木A、青木B、保久曾A、保久曾B、平原B、草谷B、草谷C、草谷D、草谷E、草谷G、草谷H、岩海A、岩海B、日吉親水公園西、神納峠南A、神納峠南B、つるぎ団地、水越池東、中組E、森脇F、森脇橋西、西岩坂G、西岩坂H、東岩坂D、宮谷グリーンタウンA、宮谷グリーンタウンB、西奥H、西岩坂I、岩室H、若山A、木ノ崎、布志名A、布志名B、布志名C、布志名D、布志名E、布志名F、布志名G、布志名H、皮後廻堤南、堂ノ原、布志名I、湯町B、南A、南B、宮ノ前、笠無、玉造A、玉造B、玉造C、玉造D、玉造E、玉の宮A、玉造F、玉造G、玉の宮B、玉の宮C、別所谷、湯田A、湯田B、堅田、下大谷A、下大谷B、下大谷C、下大谷D、下大谷E、上清水A、上清水B、中大谷A、大谷C、奥大谷A、奥大谷B、日浦谷、城床A、大谷D、大谷E、城床B、権原A、権原B、奥大谷C、奥大谷D、奥大谷E、奥大谷F、奥大谷G、中大谷B、大谷F、大谷G、大谷H、栗木林A、栗木林B、栗木林C、栗木林D、田根橋南A、田根橋南B、多根坂、了知寺南、一人女神社東A、一人女神社東B、新屋A、新屋B、玉造上A、玉造上B、廻原、天神免、玉造H、別所A、別所B、別所上、別所C、京田A、京田B、辻堂、岩屋、平岩、向市A、向市B、向市C、根尾A、根尾B、根尾C、根尾D、根尾E、室山、根尾F、根尾G、根尾H、小金町、横屋A、横屋B、横屋C、本郷A、本郷B、本郷C、林村、本郷D、本郷E、柳井A、上野山、柳井B、柳井C、柳井D、柳井E、柳井F、柳井G、柳井H、柳井I、柳井J、柳井K、柳井L、鏡A、鏡B、鏡C、鏡D、鏡神社西A、鏡E、鏡F、鏡G、鏡H、鏡I、弘長寺A、弘長寺B、弘長寺C、金箒神社西A、金箒神社西B、弘長寺D、向津神社北A、弘長寺E、弘長寺F、池田A、池田B、池田C、池田D、日吉神社西A、久戸A、久戸B、天狗山A、久戸C、東来待A、山空A、山空B、清水橋北A、農村公園北A、佐倉A、佐倉B、佐倉C、佐倉D、佐倉E、佐倉F、田根A、田根B、田根C、田根D、田根E、田根F、田根G、田根H、田根I、田根J、佐倉G、佐倉H、来待大森A、来待大森B、菅原A、菅原B、石畑A、小林A、小林B、小林C、小林D、小林E、和名佐A、和名佐B、和名佐C、和名佐D、和名佐E、和名佐F、和名佐G、和名佐H、和名佐I、和名佐J、和名佐K、和名佐L、和名佐M、上来待A、小林F、遠所谷A、遠所谷B、遠所谷C、小林G、小林H、菅原C、菅原D、

菅原E、菅原F、菅原G、菅原H、菅原I、菅原J、来待大森C、来待大森D、来待大森E、来待大森F、来待大森G、きまち温泉A、内ヶ峠A、御内神社西A、西来待A、内ヶ峠B、中垣A、中垣B、小松A、小松B、小松C、内ヶ峠C、内ヶ峠D、内ヶ峠E、下白石A、下白石B、下白石C、下白石D、下白石E、下白石F、上白石A、上白石B、西城寺A、岩船神社A、内ヶ峠F、岩船神社B、岩船神社C、大野B、大野C、大野D、大野E、大野F、大野G、大野H、大野I、大野J、横見A、下倉A、下倉B、下倉C、下倉D、下倉E、下倉F、下倉G、下倉H、下倉I、下倉J、同道川西A、同道川西B、上白石C、下白石G、下白石H、一区東A、一区東B、一区東C、一区東D、一区西A、一区西B、月貫A、小宮田A、小宮田B、五区A、西代A、才A、才B、才C、六区A、六区B、五区B、西代B、西代C、桜ヶ丘A、坂口A、坂口B、坂口C、坂口D、坂口E、坂口F、坂口G、坂口H、坂口I、坂口J、坂口溜池西A、坂口K、金山下A、金山下B、金山下C、南宍道駅東A、金山上A、金山上B、金山上C、金山上D、金山上E、金山上F、金山上G、金山上H、金山上I、金山下D、金山下E、金山下F、金山下G、金山下H、金山下I、金山下J、金山下K、金山下L、佐々布A、宍道大森A、宍道大森B、宍道大森C、宍道大森D、宍道大森E、宍道大森G、宍道大森H、宍道大森I、宍道大森J、宍道大森K、宍道大森L、大森橋南A、畑A、岡の目B、岡の目C、岡の目D、岡の目E、竹中A、御崎A、佐々布中A、佐々布中B、竹の崎A、妙岩寺A、佐々布下A、舞屋A、佐々布下B、第二第五配水地A、佐々布下C、佐々布下D、萩田A、緑が丘A、中島製作所北A、中島製作所東A、中島製作所北B、中島製作所北C、丹部神社北A、萩田B、中島製作所西A、小佐々布A、小佐々布B、小佐々布C、小佐々布D、小佐々布E、小佐々布F、萩田団地A、萩田団地B、萩田団地C、萩田C、萩田D、萩田E、萩田F、萩田G、伊志見A、伊志見B、和名佐N、宍道大森M、佐々布下E、弘長寺G、宍道リサイクルセンター北、宍道リサイクルセンター南A、宍道リサイクルセンター南B、下倉K

## (2) 土石流

鎌田川、魚瀬B、綿打東谷、綿打西谷、横手峠谷、大野川C、大野川A、黒石谷B、黒石谷C、黒石谷D、上大野A、大野川D、大野川B、柳堀谷、大垣A、布川東谷、西ノ谷西川、岡本A、東ノ谷川、岡本D、中組谷、秋鹿D、秋鹿C、祝谷、大倉谷、山中川、杣谷川、漆ヶ谷川、大谷 山中A、大谷 山中B、金廻谷、三谷、坂口谷、秋鹿A、鍋倉谷B、女蛇谷、秋鹿B、相谷A、一ノ井出谷、本谷、秋鹿E、井神西谷、井神東谷、カジヤ池谷、鍋倉谷A、相谷B、相谷C、相谷D、相谷E、相谷F、秋鹿G、岡本B、岡本C、秋鹿F、西長江A、畑谷、垂水池谷E、滝尻谷、国司谷、矢奥池谷、丈夫谷、朝日ノ下谷B、朝日ノ下谷A、東長江A、東長江H、荘成E、荘成D、矢ノ奥川、牛切谷、荘谷、荘成J、西谷B、西谷A、西長江D、西長江C、東長江G、古曾志B、荘成B、古志A、古志B、上組西谷、成相寺谷、上佐陀上谷A、上佐陀上谷B、山路北谷A、山路南谷、梨廻谷、池部池谷A、東生馬F、東生馬H、東生馬I、上佐陀A、上佐陀B、山路北谷B、西ノ谷東川B、小倉川A、小倉川B、小倉川C、大林池谷、以後池谷A、以後池谷B、納蔵谷、宮下西谷、東持田A、東持田C、宮下東谷A、宮下東谷B、東持田E、東持田D、金井西谷、寺床坂谷、金井谷川、才部田谷、東持田I、坂本C、坂本川、オウシキ谷、下別所谷A、坂本上谷、坂本E、朝酌川A、朝酌川B、朝酌川C、川原西川A、西持田B、東持田B、川原西川B、東持田H、下別所谷B、川原西川C、東持田町A、向井東谷、向井西谷、上宇部尾B、林谷、上宇部尾C、上宇部尾D、上宇部尾E、上宇部尾H、新庄E、上本庄C、上本庄D、上本庄E、本庄川A、上本庄A、枕木E、権現谷、枕木D、長谷、枕木C、別所谷、枕木A、長海川C、長海川A、長海E、邑生C、邑生D、野原I、嵩谷、野原町A、東忌部N、東忌部M、東忌部L、普賢寺北谷、普賢寺南谷、東忌部K、大谷川A、大谷川B、東忌部H、榎廻東谷、ショウブ川、宮内谷、天王谷、東忌部D、熊山谷、才ノ峠谷A、才ノ峠谷B、向田川、大向東谷、大向川A、西忌部川、五色堀谷A、中戸西谷D、一崎西谷A、西忌部C、西忌部D、奥明谷、西忌部F、西忌部G、東忌部A、五色堀谷B、スガノ平上谷、大芦A、大芦B、大芦C、平床谷、西ノ谷川、將軍川、大碓川A、大碓川B、海鳥川、大芦E、大芦D、鬼山谷、楡木谷、坂部屋谷、堂ノ奥川、北谷川、キイチ谷川、小宮山谷、たきね川、加賀C、加賀D、タカシビ山1号川、タカシビ山2号川、大峰山谷A、大峰山谷B、御崎谷川、潮音寺川A、潮音寺川B、加賀A、加賀B、澄水川、御手洗川、大峰山谷C、山田谷、向山谷、佐波谷、加賀E、野波M、野井A、馬瀬谷、野井川A、野井川B、野井B、雨谷B、瀬崎川、多古A、多古B、野波C、柿谷A、柿谷B、柿谷C、柿谷D、野波D、小屋谷川A、野波E、

野波F、野波G、野波H、野波I、野波J、野波L、持ノ奥川、小屋谷川B、雨谷A、野波K、伯父ヶ谷川、野波大谷川、柿谷E、北浦奥谷A、北浦谷、千酌A、寺垣谷、千酌馬見谷川、千酌北川、笠浦東谷、稲積A、稲積B、稲積C、北浦A、稲積D、北浦馬見谷川、北浦B、漁師谷川、北浦奥谷B、清水谷、笠浦、田前川、田前西川A、笹子東谷、笹子南谷A、片江大谷川A、片江大谷川B、東風谷川、片江、孫目谷、神戸川A、神戸川B、上谷、菅浦大谷川A、湯舟谷、菅浦大谷川B、田前西川B、笹子南谷B、笹子北谷、下宇部尾I、万原川A、万原川C、万原金山谷、下宇部尾H、下宇部尾D、下宇部尾F、下口谷、下宇部尾C、川上谷川、田口川、関谷川C、伊宗ヶ谷、森山J、横田川B、森山I、美保平谷A、美保平谷D、美保平谷B、森山H、森山F、小中村谷川A、小中村谷川B、小中村谷川C、森山E、上尾屋谷、土地谷川A、土地谷川C、森山大谷川、森山C、森山D、大江川、森山B、長島川、福浦西川、土地谷川B、美保平谷C、横田川A、関谷川B、関谷川A、森山K、下宇部尾B、下宇部尾A、下宇部尾G、下宇部尾E、万原川B、大川B、横田川C、横田川D、万原川、下宇部尾J、七類峠東川、七類川、小谷、七類B、七類C、七類A、七類峠川A、宇井地谷、宮ノ浦、七類D、福浦F、諸喰西谷、諸喰A、諸喰B、法田川A、法田川B、福浦川A、小福浦西谷、宮ノ谷、福浦D、福浦E、諸喰川、福浦B、福浦C、玉井西谷、玉井東谷、男鹿川、福浦A、福浦川B、宮ノ谷東谷、諸喰谷、浜北谷、浜谷、雲津川、美保関A、風ヶ浦谷、小坂川、軽尾川、柰井西谷、柰井東谷C、美保関B、西小路、泊川、泊小路谷、中浦川、獅子ヶ谷、柰井東谷B、才川B、軽尾東川、中馬川、日吉A、日吉B、宝満山川、川原後谷、東岩坂A、東岩坂B、安田谷、東岩坂C、東岩坂D、香谷川、東岩坂E、藤原川A、藤原川B、藤原川C、深原川A、深原川B、東岩坂F、大平谷南川、大平谷川、清蔵谷、奥ノ谷、家ノ奥谷、畑中谷A、畑中谷B、別下谷、東岩坂G、東岩坂H、東岩坂I、東岩坂J、東岩坂K、東岩坂M、東岩坂N、東岩坂O、東岩坂P、東岩坂Q、善定寺谷、桑下北谷、桑下東谷、西岩坂A、向ノ谷川、西岩坂B、家の奥川、髭谷川A、髭谷川B、下村東谷、桃板川、秋家谷、西岩坂C、西岩坂D、西岩坂E、西岩坂F、西岩坂G、西岩坂H、西岩坂I、西岩坂J、西岩坂K、西岩坂L、川平川、宮の谷川、下村西谷、西岩坂M、桑上谷、桑中南谷、向原谷、桑中北谷、西岩坂N、桑下南谷、西岩坂O、西岩坂P、西岩坂Q、西岩坂R、西岩坂S、西岩坂T、西岩坂U、西岩坂X、西岩坂Y、西岩坂Z、西岩坂AA、西岩坂AB、西岩坂AC、大石谷、塩見谷、松廻北川、小屋谷川松廻、森脇西谷、森脇東谷、田中谷川、伊儀谷川、熊野A、熊野B、矢谷北谷、矢谷谷、ワラビ谷川、矢谷西谷A、矢谷西谷B、水神谷、放ヶ谷、藤田谷、宮内北谷、宮内西谷、八雲町宮内谷、宮内東谷、若松川A、若松川B、若松川C、若松川支流A、若松川支流B、宮内南谷、上谷川、熊野C、熊野D、熊野E、熊野F、鴨居谷、須谷南谷、深山谷川、熊野G、飯田山川、熊野H、熊野I、須谷西谷、熊野J、須谷北谷、若須南谷、若須南谷支溪、若須西谷支溪、若須西谷、若須北谷、若須谷A、若須谷B、若須谷C、若須東谷、熊野K、熊野L、岩室南谷A、岩室南谷B、岩室谷A、岩室谷B、下宮内南谷A、下宮内南谷B、下宮内西谷、下宮内谷、下宮内東谷、前田谷、田寄谷、横手谷、熊野M、横手東谷、島村川A、島村川B、島村川C、島村川D、島村川E、島村川支溪、堤谷川、熊野P、熊野Q、大石西谷、山ノ廻谷、畦石室谷、八雲町中組谷、平原川、長尾谷、滑谷川、滑谷東川、西岩坂AD、西岩坂AE、青木川、貝曲谷、椎ノ木谷川、西岩坂AF、勝負谷、日吉C、神納後谷、神納谷、神納北谷、熊野S、熊野T、熊野U、熊野V、熊野W、熊野Y、熊野Z、熊野AA、熊野AB、熊野AC、熊野AD、熊野AE、熊野AF、熊野AG、熊野AH、熊野AI、熊野AJ、熊野AK、熊野AM、熊野AN、熊野AO、熊野AP、熊野AQ、熊野AR、熊野AS、平原A、平原B、平原C、平原F、平原G、西岩坂AG、西岩坂AH、熊野AT、東岩坂R、判官山東谷、布志名A、井尻川、布志名東谷、布志名C、布志名D、布志名西谷、湯町南A、湯町南B、玉造A、青木原川、湯面川、田中川A、田中川B、田中川C、古屋敷谷A、古屋敷谷B、タタラ谷A、タタラ谷B、宮ノ上川、中ノ廻川、中ノ廻南川、高畦北谷、高畦谷、玉の宮川B、別所谷川、平田の奥南谷、宮奥東谷、宮奥谷、大廻川A、大廻川B、下大谷東谷、下大谷谷、下大谷西谷、下大谷南谷、中大谷谷A、中大谷谷B、大谷B、奥大谷谷A、奥大谷谷B、玉湯町金井谷川、イノサコ谷、城床A、城床B、権原、亀割谷A、大谷F、中大谷南谷、オモウ谷A、オモウ谷B、オモウ谷C、オモウ谷D、大谷G、大谷I、大谷K、大谷L、下大谷北谷A、下大谷北谷B、下大谷北谷C、鍛冶屋奥川A、鍛冶屋奥川B、平田の奥A、平田の奥B、平田の奥C、大谷M、大谷N、廻原南川A、廻原南川B、廻原南川C、廻原北川A、廻原北川B、滝岩南谷A、滝岩南谷B、滝岩南谷C、滝岩南谷D、滝岩南谷E、滝岩谷A、滝岩谷B、大

横東谷、別所A、別所B、宮の奥、大横谷A、室山、別所C、玉造B、玉湯町奥明谷、玉造C、玉造D、柳井川、林A、林B、林村東谷、釜ヶ谷東、林村谷、林村西谷、北廻谷、柳井西谷、間奥谷、東来待E、鏡東谷、鏡南谷、東来待B、東来待D、東来待F、隠居の奥谷、鏡西谷、弘長寺北谷、弘長寺東谷A、弘長寺東谷B、弘長寺谷、東来待G、東来待H、弘長寺西谷B、弘長寺西谷A、東来待J、東来待I、坂ヒロ谷、岩崎谷、東来待M、大畑谷、東来待L、東来待K、上来待AK、来待大森谷、上来待AJ、上来待AI、上来待AH、上来待AG、上来待AF、上来待AE、上来待AC、岩屋谷、上来待X、上来待V、上来待W、青木ヶ谷A、上来待U、上来待S、上来待R、上来待T、田根南谷、田根東谷、上来待Y、田根谷、田根西谷、宇谷川A、宇谷川、上来待Q、上来待P、上来待O、案用寺川A、案用寺川、案用寺西川、上来待L、上来待K、菅原東川、菅原北川、上来待E、小林北谷、上来待D、小林東谷、小坪谷C、小坪谷B、小坪谷A、小坪長谷、小坪谷D、遠所東谷、和名佐北谷、上来待A、和名佐東谷、フタマタ谷、遠所谷D、遠所谷A、遠所谷B、遠所谷E、上来待谷、小林谷A、小林谷B、小林西谷、上来待F、菅原川A、菅原川B、菅原西川、上来待G、上来待M、上来待N、上来待AL、坪ノ内谷、白石H、西来待D、横見谷、西来待C、西来待B、西来待A、白石G、白石E、白石D、白石C、白石B、白石A、上白石谷、白石J、白石K、山神谷、白石L、夫婦岩谷、乙松谷、白石W、白石V、白石T、団子谷、樋ノ谷西川、樋ノ谷川B、樋ノ谷川A、白石N、祖父堀川、白石M、白石O、白石P、白石Q、白石R、白石S、金山下谷、白石U、佐々布H、間谷川B、佐々布A、屈形川C、屈形川B、屈形川A、宍道大森南谷、宍道大森北谷、佐々布B、佐々布D、佐々布E、佐々布F、佐々布G、岡の目谷、佐々布I、矢谷A、佐々布中谷、佐々布下谷、深廻川、小佐々布川、小佐々布西川、佐々布K、屈形川D

### 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸山達也

### 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

#### (1) 急傾斜地の崩壊

鎌田C、鎌田B、魚瀬E、魚瀬D、魚瀬C、魚瀬B、魚瀬A、鎌田D、鎌田A、鎌田E、上根尾C、上根尾D、細原C、細原D、上根尾E、細原A、横手A、横手B、細原B、殿山C、上根尾J、上根尾H、上根尾F、上根尾G、上根尾B、上根尾A、殿山A、殿山B、中川C、穴形、新山、鎌田F、鎌田G、鎌田H、西ノ村H、西ノ村G、西ノ村D、西ノ村A、西ノ村B、西ノ村L、西ノ村J、西ノ村I、中川A、西ノ村F、西ノ村K、西ノ村E、西ノ村C、高山A、大日堂南A、土居D、土居C、東村B、東村A、高山B、東村C、中川B、西ノ村N、西ノ村M、西ノ村O、土居B、井廻池南A、東村D、上根尾I、土居A、土居E、大野町山中B、殿山E、殿山D、大野川東B、山中公民館東C、山中公民館東B、山中公民館東A、大日堂南B、奈土池北、奈土池南A、奈土池南B、大野町山中A、奥谷A、井廻池南B、大野川東A、名原、上大野町A、芦尾、浦、六坊A、六坊B、六坊C、後谷、秋鹿町大谷、東の谷A、一の倉、余廻D、相谷A、相谷B、相谷C、秋鹿町中組A、岩貝A、岩貝B、秋鹿町山中A、山中C、秋鹿町山中B、余廻A、余廻B、余廻C、鍋倉谷、上岡B、上岡A、東の谷B、東の谷C、大倉、西の谷B、上寄B、カジヤ池北、布川E、常藤池東、上寄C、常藤池南A、上寄E、上寄D、上寄F、上寄G、初崎池北、井神B、井神E、井神D、松崎池西、井神P、井神O、秋鹿町中組B、秋鹿町中組C、井神A、本谷D、井神I、井神G、本谷

A、三栗屋池南A、西の谷C、中の村C、中の村A、中の村B、下岡C、東林寺東、西の谷A、中の村D、下岡B、下岡A、布川A、森清神社南、布川F、井神F、井神N、井神C、高原池東、布川C、立蔵池北、立蔵池南A、名原D、立蔵池南B、名原E、常藤池南B、法懂寺東A、法懂寺東B、初崎池南、上寄A、上寄H、万才池南B、万才池南A、名原F、大川田池南、名原A、万才池西、井神J、井神K、井神L、秋鹿東、本谷B、本谷C、秋鹿、三栗屋池南B、秋鹿中学校、東林寺南、下岡D、下岡E、陣山池南、下岡F、布川D、布川公民館南、布川H、布川G、円木池西、布川公民館西、布川B、名原B、名原C、井神M、大垣町A、大垣町B、奥組A、畑谷、奥組B、神宮北、国司神社南A、国司神社南B、西長江町上組A、西長江町上組B、扇谷池東、灘組B、宇出池東、坂本、舞木A、舞木B、舞木C、小谷池東A、舞木D、小谷池東B、舞木I、東長江中組E、東長江中組F、東長江中組C、東長江中組D、姥子谷池西A、姥子谷池西B、灘東B、灘東C、灘東D、灘西、東長江町中組B、西長江町中組A、舞木H、舞木G、舞木F、舞木E、丈夫谷池西、灘東E、灘東F、古曾志町下組A、古曾志町下組B、奥組E、上組C、上組D、莊F、塩谷池南、灘東G、大塚A、大塚B、大塚C、大塚D、成相寺東、仁王門南B、禿ノ前橋北、牛切A、成相寺、莊B、莊C、弥多仁神社東、莊D、莊E、鷲目谷A、鷲目谷B、莊A、牛切C、牛切B、上組I、下西D、下西C、下西A、下西B、西谷上A、西谷上G、西谷上F、西谷上E、西谷上D、牛切D、西谷上B、西谷上C、下東、西浜佐陀、寺津A、寺津B、寺津C、寺津D、寺津E、蔵京A、蔵京B、蔵京C、野間B、野間C、峰垣A、峰垣B、峰垣C、小畑A、小畑B、中古志A、中古志B、中古志C、中古志D、中古志E、下古志B、五十田神社、下古志A、野間A、東長江町A、東長江町B、西生馬A、西生馬B、西生馬D、梨廻池北A、梨廻池南、鏡奥池西、鏡池南B、下佐陀、上佐陀B、上佐陀C、遍照寺池南、加茂志神社東、上佐陀D、上佐陀E、上佐陀A、西生馬C、東生馬A、東生馬神社西、東生馬B、東生馬C、東生馬D、池部池北、池部池南A、池部池南B、薬師寺東、西ノ谷A、西生馬F、西ノ谷B、梨廻池東B、西生馬G、西生馬神社南A、西生馬神社南B、西生馬E、梨廻池東A、梨廻池北B、名尾A、東生馬E、西ノ谷C、名尾C、白鳥池南、下佐陀上、土井敷A、土井敷B、向峠A、東薦津、向峠C、薦津A、井原B、井原C、井原A、薦津B、蛇代、井原D、池谷、浜佐田B、浜佐田C、浜佐田D、椎ノ木B、椎ノ木A、南平台団地、灘、浜佐田町南平台、椎ノ木団地、浜佐田A、納蔵D、納蔵C、小倉B、小倉A、坂本上C、坂本上D、納蔵A、大正橋西、才部田堤西、納蔵I、瀬ノ夫橋東、納蔵L、坂本中C、納蔵K、納蔵J、納蔵H、御岳山東B、納蔵G、納蔵E、納蔵F、納蔵東、坂本上A、坂本上B、御岳山東A、坂本中B、坂本中A、福原上A、福原上B、川部、坂本中E、小倉C、小倉D、小倉E、和田中A、小倉F、北陵E、北陵D、北陵C、北陵B、北陵A、小倉G、石野E、石野D、石野B、太田上A、以後B、和田上A、亀尾A、亀尾B、亀尾C、以後C、後久B、以後A、和田上B、石野F、石野G、石野H、石野C、石野A、太田上B、太田下、和田上C、深町池A、深町池B、和田下A、耳高A、耳高B、和田下B、上七反、旭ノ森、川原A、福原下、川原B、坂本下A、坂本下B、坂本中G、坂本中F、西持田町A、東持田町A、枕木A、枕木B、手角A、手角E、手角D、手角B、手角C、枕木F、枕木H、枕木G、枕木E、枕木D、熊野神社西、別所、川部A、枕木C、川部C、山崎C、山崎B、邑生E、邑生D、本庄A、邑生G、北丁、山崎A、川部B、川部D、川部F、木並、山本、邑生C、邑生F、野原C、邑生B、邑生A、川部E、本庄B、長海F、長海G、長海D、長海C、長海A、長海E、野原B、野原A、上本庄A、小渋、上本庄B、新庄F、新庄E、新庄B、新庄A、新庄C、新庄D、上宇部尾A、上宇部尾町大谷、北村B、北村A、向井A、向井B、碎石工場北、上宇部尾D、上宇部尾C、上宇部尾B、長海H、野原D、野原E、西忌部町忌部橋北、清水尻、下忌部、割口、千本貯水池西、西忌部、浄水場、千本橋東、大谷A、千本A、千本B、千本C、一崎B、一崎C、石ノ宮神社南、石ノ宮神社西、一崎A、石ノ宮神社北、大谷B、大谷公民館東、大谷貯水池北、平口A、平口B、久多美神社南B、平口C、平口D、久多美神社南A、久多美橋北、堂廻B、堂廻A、客ヶ丘、中戸A、中戸B、宮内B、宮内C、宮内A、柳原B、柳原A、柳原C、堂廻C、柳原D、柳原G、柳原F、柳原E、東忌部、熊山B、熊山C、熊山A、宮内D、宮内E、宮内F、大向A、大向B、大向C、槇山B、槇山A、大向E、大向D、西忌部町中組C、西忌部町中組B、西忌部町中組A、空山B、空山C、空山D、空山A、大川端D、大川端E、大川端F、大川端C、大川端B、槇山E、槇山D、槇山C、空山E、空山F、空山G、空山H、西忌部B、楡木A、楡木B、楡木C、海鳥A、浜A、小具A、小具B、小具C、垣の内D、島根町別所A、島根町別所B、將軍A、將軍B、

旨田、平床B、平床A、垣の内C、垣の内A、北垣A、北垣B、北垣C、浜B、佐波C、北谷、佐波E、佐波F、平野A、要害山、平野B、東牛谷、浜C、滝根、別所F、別所H、別所I、別所E、別所D、薬師堂西、島根町別所C、佐波D、佐波A、加賀、治の山、加賀B、釜屋B、釜屋C、野波A、野波B、野波C、島根町横屋B、島根町横屋A、小波F、小波E、小波D、小波C、小波B、小波A、多古D、多古B、多古C、多古A、沖泊A、沖泊B、堂の上、井手の上、瀬崎、前田A、前田B、野井A、野井B、野井C、釜屋A、野波D、笠浦A、笠浦B、笠浦C、笠浦D、宮ノ上、宮ノ下A、笠浦E、笠浦口、笠浦F、高山A、高山B、蓮花寺、清水谷、北浦A、北浦C、北浦D、稲積A、北浦E、稲積B、稲積C、北浦G、北浦H、北浦I、宮ノ下B、北浦B、稲積D、菅浦東、菅浦A、菅浦B、小谷山A、東風谷B、小谷山B、小谷山C、片江、東風谷A、東風谷C、千坊B、笹子C、笹子A、笹子B、笹子D、菅浦C、福浦港、日向浦A、日向浦C、日向浦D、長島、大江A、大江B、東宇井、宇井上、宇井A、宇井B、宇井C、小中村A、小中村B、川崎A、川崎C、川崎D、川崎E、市場A、市場B、宮山南平A、市場D、市場C、宮山南平B、森山A、森山B、森山D、下宇部尾A、田口、美保関町上谷A、美保関町上谷B、下口A、下口B、万原B、万原C、万原F、万原G、川崎B、森山C、森山E、森山F、下宇部尾C、万原D、万原E、宇井D、小中村C、惣津A、惣津C、惣津B、惣津E、花崎D、花崎E、花崎F、宇井地A、こもぎ、七類、向浜C、花崎A、花崎B、花崎C、向浜A、向浜B、向浜D、向浜E、宇井地B、惣津D、法田A、法田B、法田C、法田D、法田E、諸喰A、諸喰B、西長浜、男鹿、福浦A、福浦B、宮の谷B、宮の谷A、福浦C、福浦D、福浦E、雲津、雲津中央、福浦G、東長浜、雲津東、軽尾B、美保関町才B、美保関A、美保関B、泊小路、西小路、四谷、美保関C、海崎、杵井、軽尾A、美保関町才A、月名小路、剣神社北、日吉A、剣山下、池尻、日吉B、日吉C、日吉E、岩坂ハイツ、川向A、水越池西、東岩坂A、宝満山南A、宝満山南B、川原神社東、川原A、中電松江制御所南、川原B、川向B、川向C、下安田橋東A、下安田橋東B、安田A、安田B、大谷、別中東、別上F、別上A、別上B、藤原B、藤原C、藤原D、藤原E、藤原F、西奥A、西奥B、西奥C、西奥E、西奥F、西奥G、落合、別上C、別上D、別上E、別中西、別下、垣乃内、大明団地、東岩坂B、東岩坂C、市東、市西、大日A、大日B、大日C、大日D、大日E、西岩坂A、桑下A、隅田橋北、志多備神社西、桑中A、桑中B、桑上A、桑上B、桑上C、西岩坂B、桑上D、向原、桑中C、西岩坂D、西岩坂E、西岩坂F、桑下B、隅田橋南、桑下C、桑下D、秋家A、秋家B、家村A、家村B、秋家C、秋奥A、秋奥B、秋奥C、秋奥D、秋奥E、秋奥F、秋奥G、秋奥H、槇山橋東、槇山橋西、大日F、熊野A、大石A、大石B、大石C、太田A、太田B、太田C、森脇A、熊野B、熊野C、熊野D、森脇B、島村橋東、島村橋南、杉乃段A、矢谷公民館東A、矢谷公民館東B、矢谷A、矢谷B、矢谷公民館南、熊野E、矢谷C、杉乃段B、稲葉A、稲葉B、上宮内A、普濟寺前、上宮内B、上宮内C、上宮内D、上宮内E、上宮内F、上宮内G、配水池南A、市場、配水池南B、上谷、阿弥陀橋東、須谷東A、須谷東B、須谷A、須谷B、須谷上、須谷C、須谷D、須谷E、須谷F、須谷G、須谷H、須谷I、市場橋南、北台橋北、岩室A、岩室公民館南、岩室B、岩室C、岩室D、岩室E、岩室F、岩室G、屋敷、下宮内A、下宮内B、萱野A、萱野B、下宮内C、熊野大社西A、熊野大社西B、下宮内D、稲葉C、稲葉D、稲葉E、森脇C、森脇D、森脇E、熊野F、島村橋西、井堀谷橋南、太田D、大石D、大石E、大石F、熊野G、熊野H、中組A、畦石室A、小ゾリ、向側、八雲町畑A、八雲町畑B、奥殿畑A、奥殿畑B、奥殿畑C、奥殿畑D、中組B、奥殿畑E、平原A、中組C、中組D、畦石室B、畦石室C、畦石室D、元田A、元田B、青木A、青木B、保久曾A、保久曾B、平原B、草谷B、草谷C、草谷D、草谷E、草谷G、草谷H、岩海A、岩海B、日吉親水公園西、神納峠南A、神納峠南B、つるぎ団地、水越池東、中組E、森脇F、森脇橋西、西岩坂G、西岩坂H、東岩坂D、宮谷グリーンタウンA、宮谷グリーンタウンB、西奥H、西岩坂I、岩室H、若山A、木ノ崎、布志名A、布志名B、布志名C、布志名D、布志名E、布志名F、布志名G、布志名H、皮後廻堤南、堂ノ原、布志名I、湯町B、南A、南B、宮ノ前、笠無、玉造A、玉造B、玉造C、玉造D、玉造E、玉の宮A、玉造F、玉造G、玉の宮B、玉の宮C、別所谷、湯田A、湯田B、堅田、下大谷A、下大谷B、下大谷C、下大谷D、下大谷E、上清水A、上清水B、中大谷A、大谷C、奥大谷A、奥大谷B、日浦谷、城床A、大谷D、大谷E、城床B、権原A、権原B、奥大谷C、奥大谷D、奥大谷E、奥大谷F、奥大谷G、中大谷B、大谷F、大谷G、大谷H、栗木林A、栗木林B、栗木林C、栗木林D、田根橋南A、田根橋南B、多根坂、了知寺

南、一人女神社東A、一人女神社東B、新屋A、新屋B、玉造上A、玉造上B、廻原、天神免、玉造H、別所A、別所B、別所上、別所C、京田A、京田B、辻堂、岩屋、平岩、向市A、向市B、向市C、根尾A、根尾B、根尾C、根尾D、根尾E、室山、根尾F、根尾G、根尾H、小金町、横屋A、横屋B、横屋C、本郷A、本郷B、本郷C、林村、本郷D、本郷E、柳井A、上野山、柳井B、柳井C、柳井D、柳井E、柳井F、柳井G、柳井H、柳井I、柳井J、柳井公会所北、柳井K、柳井L、鏡A、鏡B、鏡C、鏡D、鏡神社西A、鏡E、鏡F、鏡G、鏡H、鏡I、弘長寺A、弘長寺B、弘長寺C、金箸神社西A、金箸神社西B、弘長寺D、向津神社北A、弘長寺E、弘長寺F、池田A、池田B、池田C、池田D、日吉神社西A、久戸A、久戸B、天狗山A、久戸C、東来待A、山空A、山空B、清水橋北A、農村公園北A、佐倉A、佐倉B、佐倉C、佐倉D、佐倉E、佐倉F、田根A、田根B、田根C、田根D、田根E、田根F、田根G、田根H、田根I、田根J、佐倉G、佐倉H、来待大森A、来待大森B、菅原A、菅原B、石畑A、小林A、小林B、小林C、小林D、小林E、和名佐A、和名佐B、和名佐C、和名佐D、和名佐E、和名佐F、和名佐G、和名佐H、和名佐I、和名佐J、和名佐K、和名佐L、和名佐M、上来待A、小林F、遠所谷A、遠所谷B、遠所谷C、小林G、小林H、菅原C、菅原D、菅原E、菅原F、菅原G、菅原H、菅原I、菅原J、来待大森C、来待大森D、来待大森E、来待大森F、来待大森G、ままち温泉A、内ヶ峠A、御内神社西A、西来待A、内ヶ峠B、中垣A、中垣B、小松A、小松B、小松C、内ヶ峠C、内ヶ峠D、内ヶ峠E、下白石A、下白石B、下白石C、下白石D、下白石E、下白石F、上白石A、上白石B、西城寺A、岩船神社A、内ヶ峠F、岩船神社B、岩船神社C、大野B、大野C、大野D、大野E、大野F、大野G、大野H、大野I、大野J、横見A、下倉A、下倉B、下倉C、下倉D、下倉E、下倉F、下倉G、下倉H、下倉I、下倉J、同道川西A、同道川西B、上白石C、下白石G、下白石H、一区東A、一区東B、一区東C、一区東D、一区西A、一区西B、月貫A、小宮田A、小宮田B、五区A、西代A、才A、才B、才C、六区A、六区B、五区B、西代B、西代C、桜ヶ丘A、坂口A、坂口B、坂口C、坂口D、坂口E、坂口F、坂口G、坂口H、坂口I、坂口J、坂口溜池西A、坂口K、金山下A、金山下B、金山下C、南宋道駅東A、金山上A、金山上B、金山上C、金山上D、金山上E、金山上F、金山上G、金山上H、金山上I、金山下D、金山下E、金山下F、金山下G、金山下H、金山下I、金山下J、金山下K、金山下L、佐々布A、宍道大森A、宍道大森B、宍道大森C、宍道大森D、宍道大森E、宍道大森G、宍道大森H、宍道大森I、宍道大森J、宍道大森K、宍道大森L、大森橋南A、畑A、岡の目B、岡の目C、岡の目D、岡の目E、竹中A、御崎A、佐々布中A、佐々布中B、竹の崎A、妙岩寺A、佐々布下A、舞屋A、佐々布下B、第二第五配水地A、佐々布下C、佐々布下D、荻田A、緑が丘A、中島製作所北A、中島製作所東A、中島製作所北B、中島製作所北C、丹部神社北A、荻田B、中島製作所西A、小佐々布A、小佐々布B、小佐々布C、小佐々布D、小佐々布E、小佐々布F、荻田団地A、荻田団地B、荻田団地C、荻田C、荻田D、荻田E、荻田F、荻田G、伊志見A、伊志見B、和名佐N、宍道大森M、佐々布下E、弘長寺G、宍道リサイクルセンター北、宍道リサイクルセンター南A、宍道リサイクルセンター南B、下倉K

(2) 土石流

鎌田川、魚瀬B、横手峠谷、黒石谷D、柳堀谷、西ノ谷西川、岡本A、秋鹿D、秋鹿C、祝谷、三谷、坂口谷、秋鹿A、鍋倉谷B、本谷、秋鹿E、井神東谷、カジヤ池谷、鍋倉谷A、岡本B、畑谷、垂水池谷E、滝尻谷、国司谷、丈夫谷、朝日ノ下谷A、荘成D、牛切谷、西谷A、西長江C、荘成B、古志B、上組西谷、上佐陀上谷A、山路北谷A、池部池谷A、東生馬F、東生馬H、上佐陀B、西ノ谷東川B、小倉川B、大林池谷、納蔵谷、宮下西谷、東持田C、宮下東谷A、宮下東谷B、東持田E、東持田D、才部田谷、坂本C、オウシキ谷、下別所谷A、坂本上谷、朝酌川B、朝酌川C、川原西川A、東持田B、川原西川B、東持田町A、向井西谷、上宇部尾B、林谷、上宇部尾D、上本庄C、上本庄D、上本庄A、枕木E、長谷、別所谷、枕木A、長海川C、長海川A、長海E、嵩谷、普賢寺南谷、東忌部H、榎廻東谷、宮内谷、東忌部D、熊山谷、才ノ峠谷A、才ノ峠谷B、大向東谷、西忌部川、五色堀谷A、中戸西谷D、西忌部C、西忌部D、奥明谷、西忌部F、西忌部G、大芦C、平床谷、海鳥川、堂ノ奥川、北谷川、小宮山谷、たきね川、大峰山谷B、御崎谷川、加賀A、山田谷、佐波谷、加賀E、野波M、野井A、馬瀬谷、野井川A、野井川B、野井B、多古A、柿谷B、野波D、野波E、野波F、清水谷、下宇部尾D、森山E、福浦西川、土地谷川

B、下宇部尾J、小谷、福浦E、美保関A、壱井東谷C、西小路、泊川、安田谷、東岩坂E、藤原川B、藤原川C、深原川B、大平谷川、清蔵谷、東岩坂G、東岩坂I、東岩坂M、東岩坂O、下村東谷、西岩坂G、西岩坂L、下村西谷、小屋谷川松廻、熊野A、矢谷北谷、ワラビ谷川、矢谷西谷A、矢谷西谷B、宮内北谷、八雲町宮内谷、宮内東谷、若松川A、若松川支流A、鴨居谷、熊野H、若須西谷、若須北谷、若須東谷、熊野K、岩室南谷A、岩室谷A、貝曲谷、熊野S、熊野T、熊野Z、熊野AB、熊野AD、熊野AF、熊野AG、熊野AO、熊野AT、井尻川、布志名東谷、布志名C、布志名D、布志名西谷、平田の奥南谷、宮奥谷、大廻川A、大廻川B、下大谷東谷、下大谷南谷、大谷B、奥大谷谷B、イノサコ谷、大谷G、大谷I、平田の奥A、平田の奥C、大谷M、大谷N、大槇東谷、林A、林B、林村東谷、東来待D、弘長寺谷、弘長寺西谷B、坂ヒロ谷、岩崎谷、上来待AJ、上来待AF、岩屋谷、上来待W、田根南谷、上来待Y、田根谷、田根西谷、宇谷川A、上来待O、案用寺西川、上来待E、小林北谷、小坪谷B、小坪長谷、小坪谷D、遠所東谷、和名佐北谷、上来待A、和名佐東谷、フタマタ谷、遠所谷A、遠所谷E、小林谷B、小林西谷、菅原川B、菅原西川、上来待G、上来待N、坪ノ内谷、西来待D、横見谷、西来待B、白石D、白石A、白石V、白石T、祖父堀川、金山下谷、白石U、屈形川B、佐々布G、岡の目谷

### 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、令和元年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

令和元年5月31日

島根県知事 丸山達也

#### 1 試験の日時

- (1) 試験日 令和元年10月13日（日）
- (2) 試験開始時刻 午前10時

#### 2 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市	島根県立大学松江キャンパス（松江市浜乃木7-24-2）
浜田市	島根県立浜田高等学校（浜田市黒川町3749）

#### 3 受験資格

受験日前日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2による業務従事期間要件を満たす者であること。

#### 4 試験の内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- (1) 介護保険制度に関する基礎的知識
- (2) 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術
- (3) 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術
- (4) 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

#### 5 受験申込みに必要な書類等

- (1) 令和元年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
- (2) 令和元年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票
- (3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、令和元年10月18日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

ア 国家資格等の免許等の写し

イ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

8,570円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 令和元年6月13日（木）から同年7月12日（金）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、必ず簡易書留にて郵送すること（7月12日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

(2) 受験申込書の送付先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は、郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、島根県健康福祉部高齢者福祉課宛てに250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

11 その他

(1) 交通手段

松江会場は駐車場が極めて限られており、浜田会場は駐車場はないので、公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852-22-5204）にすること。

## 教 育 委 員 会 公 告

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和元年5月31日

## 1 提案競技に付する事項

## (1) 名称

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守

## (2) 仕様

別に定める「島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る仕様書」による。

## (3) 期間

施工期間：契約締結日の翌日から令和 2 年（2020 年）2 月 29 日まで

賃貸借及び保守期間：令和 2 年（2020 年）3 月 1 日から令和 8 年（2026 年）2 月 28 日まで

## (4) 提案価格の上限額

総額 73,891 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和元年度（2019 年） 1,027 千円

令和 2 年度（2020 年） 12,315 千円

令和 3 年度（2021 年） 12,315 千円

令和 4 年度（2022 年） 12,315 千円

令和 5 年度（2023 年） 12,315 千円

令和 6 年度（2024 年） 12,315 千円

令和 7 年度（2025 年） 11,289 千円

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

## (1) 法人格を有する者であること。

## (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

## (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

## (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

## (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

## (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

## (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

## (8) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 3 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

## (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

## (10) 提案競技に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

## ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (7) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

- (11) 警備業法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する業務を行う者であること。
- (12) 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績があること。

### 3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

#### (1) 配布期間

令和元年 5 月 31 日（金）から同年 6 月 18 日（火）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

#### (2) 配布場所

島根県出雲市大社町杵築東 99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

#### (3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で 1 部を配布する。

### 4 提出書類

#### (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

- ア 提案競技参加申請書（様式第 1 号） 1 部
- イ 会社概要書又は経歴書 1 部
- ウ 法人の登記事項証明書 1 部（申請時前 3 か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 島根県税に係る納税証明書 1 部（申請時前 3 か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1 部（申請時前 3 か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定する都道府県公安委員会の認定証の写し 1 部
- キ 委任状（様式第 2 号）※権限を委任する場合 1 部
- ク 担当者届（様式第 3 号） 1 部
- ケ 提案書 9 部
- コ 提案書の電子データ 2 部（PDF 形式及びオリジナル形式のデータ CD 又は DVD ディスク）
- サ 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績一覧表（様式第 6 号） 9 部
- シ 見積書（様式第 7 号） 1 部

#### (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

##### ア 提出方法

郵送又は持参による。

##### イ 提出期限

令和元年 7 月 11 日（木）午後 5 時まで（郵送の場合は、書留とし、同日午後 5 時までに必着のこと。）

##### ウ 提出先

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東 99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

電話 0853-53-8603 ファックス 0853-53-5350 電子メール rekihaku@pref.shimane.lg.jp

## 5 提案競技説明会

提案競技説明会は行わない。

## 6 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は、令和元年 6 月 25 日（火）午後 5 時までに質問書を電子メールにより提出すること（到着を電話により確認すること。）。
- (2) 提出先は、4 の(2)のウに同じとする。
- (3) 質問に対する回答は、令和元年 6 月 28 日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

## 7 選定方法

- (1) 島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を審査する。
  - ア 事業者の専門性及び人員・組織体制
  - イ 業務全般の執行にかかる確実性
  - ウ 提案価格
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書の内容について提案者によるプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。
- (5) プレゼンテーションの日程については、令和元年 7 月 25 日（木）を予定しているが、実施日時等については提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

## 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案価格の上限額を超える見積をしたとき。
- (2) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (3) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 9 契約

### (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合には、審査委員会が次点とされた者と契約を行う。

### (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

### (3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提案期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 時刻は、日本の標準時刻とする。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問合せ先

4の(2)のウに同じ。

12 Summary

- (1) Type of services to be procured :
  - a Lease of hardware and software for the security systems, Shimane Museum of Ancient Izumo
  - b Maintenance of the above mentioned equipments
- (2) Performance period : From the contract date to 28 February 2026
- (3) Deadline for the submission of proposal documents : 5:00p.m. 11 July 2019  
(Applications via mail must be received at the above office by 5:00p.m. on the same day)
- (4) Contact : Shimane Museum of Ancient Izumo 99-4 Kitsuki-higashi Izumo City, Shimane Pref, 699-0701, Japan  
TEL: 0853-53-8603  
E-Mail : rekihaku@pref.shimane.lg.jp
- (5) Note : All procedures will be conducted in Japanese only.

---

島根県立古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和元年5月31日

島根県教育委員会教育長 新田 英夫

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称  
島根県立古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務に係る企画提案競技
- (2) 仕様  
別に定める業務仕様書による。
- (3) 期間  
契約日から令和2年3月25日まで
- (4) 提案価格の上限額  
89,225千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者を除く。）でないこと。
- (8) 平成16年度から平成30年度までの間に、公開承認施設の展示室の改修工事を元請として設計若しくは施工した実績があること、又は平成16年度から平成25年度の間、後に公開承認施設として承認された施設の展示工事を元請として設計若しくは施工した実績があること。

## 3 提案競技説明書の配布期間、配布場所

## (1) 配布期間

令和元年5月31日（金）から同年6月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

## (2) 配布場所

島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

## (3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

## 4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

- (1) 提案競技参加申請書 1部
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し） 1部
- (3) 個人にあつては、運転免許証等の身分証明書の写し 1部
- (4) 個人にあつては、誓約書 1部
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を一切行っていない旨及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営若しくは運営に関与していない旨の誓約書 1部
- (6) 島根県税を滞納していない旨の証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）（島根県内の本社・営業所等の有無にかかわらず提出すること。） 1部
- (7) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し） 1部

- (8) 印鑑証明書（原本） 1部
- (9) 委任状（権限を委任する場合） 1部
- (10) 企画提案書 9部
- (11) 企業・団体概要 1部

ただし、島根県の競争入札に係る平成31年入札参加資格者名簿に登録されている者は、提出書類の提出期限に有効な入札参加資格審査結果通知書（県総務事務センターが通知したもの）の写しの提出により(2)から(9)までの書類の提出を省略できる。

## 5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

### (2) 提出期限

令和元年7月9日（火）午後5時まで

### (3) 提出先

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

電話 0853-53-8600 ファックス 0853-53-5350

## 6 提案競技に係る質問書

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合は、到着を電話により確認すること。）。

### (2) 提出期限

令和元年6月18日（火）午後5時まで

### (3) 提出先

5の(3)に同じ。

- (4) 質問に対する回答は、令和元年6月24日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

## 7 選定方法

- (1) 島根県立古代出雲歴史博物館常設展示室改修業務提案競技審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。

- (2) 提出書類により参加資格を書類審査した後、プレゼンテーションの対象者を決定する。

- (3) プレゼンテーションは令和元年7月下旬を予定しているが、詳細な日時・場所日程等については、該当者に個別に通知する。

- (4) 評価は提出書類及びプレゼンテーションの内容について、別に定める審査要綱によって各評価項目の得点を合算する方法により合計点を算出して行う。評価において考慮する点は、以下の通りである。

#### ア 提案内容の実現性・機能性・デザイン性・安全性

改修内容の実現性、来館者を惹き付けるデザインであること、展示資料・展示環境に対する安全性の確保等

#### イ 実施工程の妥当性

展示環境に配慮した工程であること等

#### ウ 事業者の専門性及び人員・組織体制

当該業務について熟練した技術を有すること、業務の実施に必要な人員及び組織体制が整っていること等

#### エ 類似業務実績

#### オ 提案価格

全体コストの抑制、提案内容に対する価格の妥当性

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者全員に別途通知する。

(6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

#### 8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (2) 提出した書類に不備があり、県が示した日時までに補正を行わないとき。
- (3) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して 2 以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

#### 9 契約

##### (1) 契約相手方

事業予定者と契約締結の交渉の上、地方自治体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、随意契約を行う。なお、事業予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

##### (2) 契約金額

事業予定者から業務実施計画書及び見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

##### (3) 前金払

前金払は、行わない。

##### (4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

##### (5) その他の契約条項

事業予定者と協議の上定める。

#### 10 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。
- (7) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。

#### 11 提案競技に関する問合せ先

5 の(3)に同じ。

#### 12 Summary

##### (1) Name of services or goods to be procured

Renovation of permanent exhibition room of Shimane Museum of Ancient Izumo

##### (2) Delivery Term : 25 March 2020

##### (3) Delivery Location : Shimane Museum of Ancient Izumo

##### (4) Deadline for submission of Proposal documents : 5 : 00pm 9 July 2019

(Applications via mail must be received at the above office by 5 : 00pm on the same day)

(5) For the further details contact : Shimane Museum of Ancient Izumo 99-4 Kitsuki-higashi Izumo City,  
Shimane Pref, 690-0701, Japan  
TEL : 0853-53-8600

## 選挙管理委員会告示

### 島根県選挙管理委員会告示第2号

平成31年4月7日執行の出雲選挙区島根県議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、島根県出雲市島村町271番地吉田博義から提起された異議の申出について、次のとおり決定した。

令和元年5月31日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

決定書

島根県出雲市島村町271番地

異議申出人 吉田博義

上記の者から平成31年4月22日付けで提起された平成31年4月7日執行の出雲選挙区島根県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、島根県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）は、本件選挙について、選挙を無効とするとの決定を求める旨の申出をしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 申出人が選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ及び選挙運動用葉書等の作成を印刷所と交渉しても、印刷業者が他の候補者を付度し、又は他の候補者の意向により妨害を受けて契約が進まなかった。そのため、ほぼ選挙運動が行えず、公平公正な選挙が実施されたとは言えなかった。
- 2 開票所の会場出入口が自由で、どこでも出入りができる状態が長く続いており、票の抜き差しや入れ替えなどの不正が行われても当然の状態であった。こうしたことから、選挙の集計と開票作業に不正が行われている疑いがある。

決定の理由

当委員会は、本件申出を適法なものとしてこれを受理し、申出人の口頭意見陳述を聴き、慎重かつ厳正に審理した。

およそ選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第205条第1項に規定されているように、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する機会が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反について、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）とされている。

当委員会は、以上の観点から、申出人の主張する理由について、次のとおり判断する。

#### 1 異議申出の理由1について

申出人は、選挙運動を妨害されたと主張するが、当該妨害行為のあった事実あるいは選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたとする証拠等は示されておらず、本件選挙に関して違法な選挙運動を行ったとして起訴された事実もない。

よって、申出人の主張を認めることはできない。

#### 2 異議申出の理由2について

申出人は、開票所の会場出入口が自由で、票の抜き差しや入れ替えが行われても当然の状態であると主張するが、そのことが開票や集計作業に不正があることの証拠にはならず、その他には不正が行われていると認めるに足りる具体的な事実や証拠を何ら示していない。

よって、申出人の主張を認めることはできない。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申出人の主張はいずれも理由はなく、当委員会としては主文のとおり決定する。

令和元年5月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

## 公安委員会告示

### 島根県公安委員会告示第16号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

令和元年5月31日

島根県公安委員会委員長 樋口忠三

#### 1 実施する講習

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

#### 2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	令和元年7月16日（火）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月23日、同月24日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	令和元年7月16日（火）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は12：00まで、同月23日は13：00～17：00）	

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	令和元年7月16日（火）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は12：00まで、同月23日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	令和元年7月16日（火）から同月19日（金）まで並びに同月24日（水）及び同月25日（木）	9：00～17：00 （7月19日は12：00まで）	

## 3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	令和元年7月19日（金）及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は13：00～17：00、同月23日、24日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	令和元年7月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月23日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	令和元年7月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月23日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	令和元年7月24日（水）及び同月25日（木）	9：00～17：00	

## 4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号  
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号  
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号  
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号  
5人程度

## 5 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-25-5077）に電話すること。

(i) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受 付 期 日	受付時間
新規取得講習 1 号	令和元年 6 月 17 日（月）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 2 号	令和元年 6 月 18 日（火）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 3 号	令和元年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 4 号	令和元年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 1 号	令和元年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 2 号	令和元年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 3 号	令和元年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 4 号	令和元年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は抽選により受講者を決定する。

(i) アの(i)の受付期日満了後、予約専用電話に電話をかけた者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約受付は、行わない。

(i) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは、認めない。）、5 に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(ii) アの(7)の予約を行い、又はイの(i)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したこととはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(i)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

令和元年 6 月 24 日（月）から同月 28 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（申込前 6 月以内に撮影した無

帽、正面、上三分身、無背景のもの) を貼り付けたもの)

(4) 5 の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各 1 通

a 5 の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

b 5 の(1)のイに該当する者

5 の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5 の(1)のウに該当する者

5 の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5 の(1)のエに該当する者

5 の(1)のエに掲げる 1 級の検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証 (以下「合格証」という。) の写し

e 5 の(1)のオに該当する者

5 の(1)のオに掲げる 2 級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(7) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し 1 通

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講申込書を受理した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、受講手数料は還付しない。

ア 新規取得講習 1 号 47,000円

イ 新規取得講習 2 号 38,000円

ウ 新規取得講習 3 号 38,000円

エ 新規取得講習 4 号 34,000円

オ 追加取得講習 1 号 23,000円

カ 追加取得講習 2 号 14,000円

キ 追加取得講習 3 号 14,000円

ク 追加取得講習 4 号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前 8 時 30 分から午前 8 時 50 分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後 0 時 30 分から午後 0 時 50 分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話0852-26-0110 内線3032) 又は島根県内の各警察署生活安全 (刑事) 課 (係) に行うこと。

平成31年4月26日付け島根県報第3,103号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

5

島根県告示第308号  
の表中

浜田市三隅町三隅735-5

浜田市三隅町927、1758、1771、1771-1、1772、1775、1777

正

浜田市三隅町三隅735-6

浜田市三隅町三隅927、1758、1771、1771-1、1772、1775、1777